

第 2 章 第 2 種事業に係る判定

判定基準一覧及び自己判定結果の概要

長野県環境影響評価条例施行規則（平成10年6月25日 長野県規則第26号）

第 5 条 第 2 種事業に係る条例第 5 条第 4 項（同条第 5 項及び条例第 24 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第 2 種事業が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

判 定 基 準	判 定 結 果	要件 該当
(1) 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いこと。	対象事業実施区域は、左記の事業に該当しない。 (判定資料2.1)	否
(2) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、第 2 種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第 2 種事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。		
ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料2.2)	否
イ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 2.	否
ウ 自然度が高い植生の地域、藻場、干潟その他の人の活動によって影響を受けていない、若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 2.	否
エ 高山帯、亜高山帯その他の植生の復元が困難な地域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料2.5)	否
オ アからエまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。	否

判定基準	判定結果	要件該当
(3)第2種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。		
ア 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第5条第1項の規定により指定された沿道整備道路	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料2.6)	否
イ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2第1項の指定地域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料7)	否
ウ 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第1項の規定により指定された指定湖沼又は同条第2項の規定により指定された指定地域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料2.8)	否
エ 長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）第11条第1項又は第2項の規定により指定された水道水源保全地区の区域	対象事業実施区域は「所沢水道水源保全地区」に指定されているが、事業の内容は当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれはない。 (判定資料2.9)	否
オ 長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）第9条第1項又は第2項の規定により指定された水資源保全地域の区域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 2.	否
カ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園、同条第3号に規定する国定公園又は長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第2条第1号に規定する長野県立自然公園の区域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料2.11)	否
キ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域又は長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）第7条第1項の規定により指定された長野県自然環境保全地域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料2.12)	否
ク 長野県自然環境保全条例第15条第1項の規定により指定された郷土環境保全地域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料2.13)	否
ケ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産（不動産に限る。）又は自然遺産の区域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料2.14)	否
コ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料2.15)	否
サ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料2.16)	否
シ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料2.17)	否
ス 長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第23条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料2.18)	否

判定基準	判定結果	要件該当
セ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料2.19)	否
ソ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料2.20)	否
タ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第18条第1項又は第4項の規定により指定された保護水面の区域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料2.21)	否
チ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料2.22)	否
ツ 長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第4条第2項第1号に規定する景観育成重点地域又は同項第2号に規定する景観育成特定地区	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料2.23)	否
テ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）又は同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料2.24)	否
ト 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項の規定により指定された長野県宝（建造物に限る。）又は同条例第30条第1項の規定により指定された長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）	対象事業実施区域は、左記の地区に該当しない。 (判定資料2.25)	否
ナ アからトまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。	否
(4)地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、第2種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第2種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。		
ア 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による環境上の条件についての基準であって、大気汚染（光化学オキシダントに関するものを除く。）、水質汚濁（大腸菌群数に関するものを除く。）又は騒音に係るものが確保されていない地域	対象事業実施区域は、左記の地区に該当しない。 (判定資料2.26)	否
イ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項の限度を超えている地域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料2.27)	否
ウ 振動規制法（昭和51年法律第64号）第16条第1項の限度を超えている地域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料2.28)	否
エ 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。 (判定資料2.29)	否
オ アからエまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域	対象事業実施区域は、左記の地域に該当しない。	否

2.1 環境影響の程度が著しい事業

2.1.1 判定基準

環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いこと。

2.1.2 判定資料及び文献

- ・「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年 通商産業省令第54号）（以下「発電所アセス省令」という。）

2.1.3 判定結果

発電所アセス省令第21条第1項第5号に定める「太陽電池発電所別表第5」備考第2号に掲げる一般的な事業内容と本事業の内容との相違を表 2.1-1のとおり整理した。その結果、既存のゴルフ場跡地を利用することにより地形改変を実施しないことから、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものではないと考えられる。

表 2.1-1 太陽光発電所における一般的な事業内容と本事業内容の比較

影響要因の区分	一般的な事業の内容	本事業の内容	比較結果	
工事の実施	工所用資材等の搬出入	工所用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。	工所用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。	一般的な事業の内容に該当する。
	建設機械の稼働	建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行う。	建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行う。	一般的な事業の内容に該当する。
	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、調整池、搬入道路の造成、整地を行う。	造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削等による敷地の造成、整地を行う。	一般的な事業の内容とは異なり、ゴルフ場跡地を利用することにより、地盤改良や盛土等による敷地、調整池の造成を実施しない。
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された太陽電池発電所を有する。	既存のゴルフ場跡地を利用することにより、地形改変を実施せず、建設された太陽電池発電所を有する。	一般的な事業の内容とは異なり、地形の改変を実施しない。
	施設の稼働	施設の稼働として、太陽電池発電所の運転を行う。	施設の稼働として、太陽電池発電所の運転を行う。	一般的な事業の内容に該当する。

発電所アセス省令抜粋

(環境影響評価の項目の選定)

第二十一条 特定対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる特定対象事業に伴う当該影響要因について当該別表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する情報を踏まえ、当該選定を行うものとする。

- 一 水力発電所 別表第一
- 二 火力発電所（地熱を利用するものを除く。） 別表第二
- 三 原子力発電所 別表第三
- 四 火力発電所（地熱を利用するものに限る。） 別表第四
- 五 太陽電池発電所 別表第五
- 六 風力発電所 別表第六

別表第5（第二十一条関係）

環境要素の区分				影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
				搬出入	工 事 用 資 材 等 の	建 設 機 械 の 稼 働	一 時 的 な 影 響	造 成 等 の 施 工 に よ る	施 設 の 存 在	地 形 改 変 及 び	施 設 の 稼 働	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物									
			粉じん等	○	○							
		騒音	騒音	○	○					○		
			振動	振動	○	○						
	水環境	水質	水の濁り				○	○				
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○				
		地盤	土地の安定性					○				
		その他	反射光					○				
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地				○	○				
		植物	重要な種及び重要な群落				○	○				
生態系		地域を特徴づける生態系				○	○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○					
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○				○					
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物				○	○					
		残土				○						

備考

- 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
- イ 工事の実施に関する内容
- （1）工事中資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
 - （2）建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。
 - （3）造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、調整池、搬入道路の造成、整地を行う。
- ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
- （1）地形改変及び施設の有無として、地形改変等を実施し建設された太陽電池発電所を有する。
 - （2）施設の稼働として、太陽電池発電所の運転を行う。
- 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 四 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。
- 五 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
- 六 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。
- 七 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 八 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。
- 九 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。
- 十 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

2.2 大気汚染物質の滞留しやすい地域

2.2.1 判定基準

(2)-ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

2.2.2 判定資料及び文献

- ・ 現況平面図
- ・ 地形断面図
- ・ 現況写真

2.2.3 判定結果

対象事業実施区域は長野県南佐久郡南牧村に位置し、現況平面図のとおり、尾根部に位置した、東に傾斜した地形となっている。なお、現況は営業中のゴルフ場である。

立地状況から尾根部にあたり、風通しも良く全体として大気汚染物質が滞留することはないといえる。

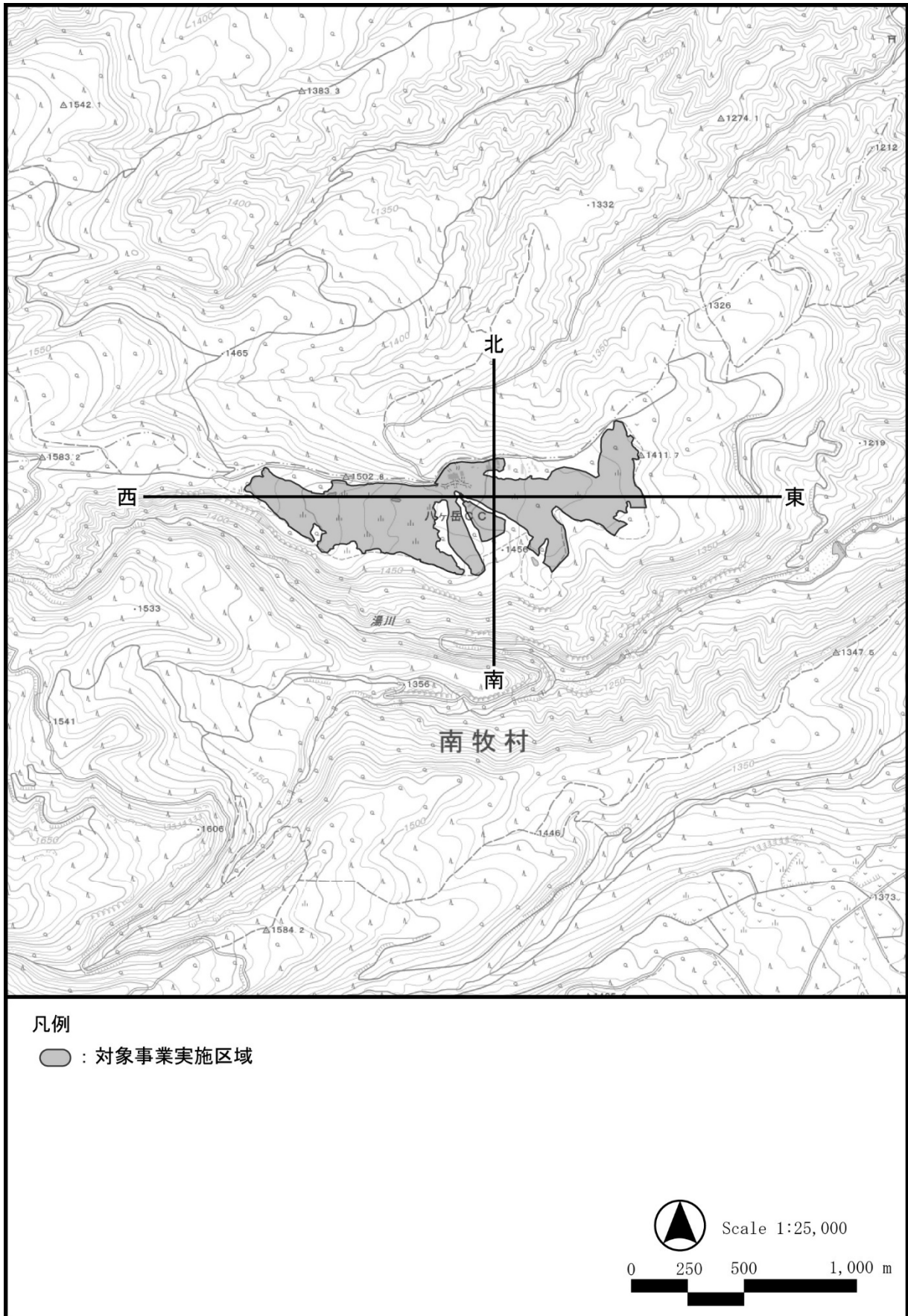
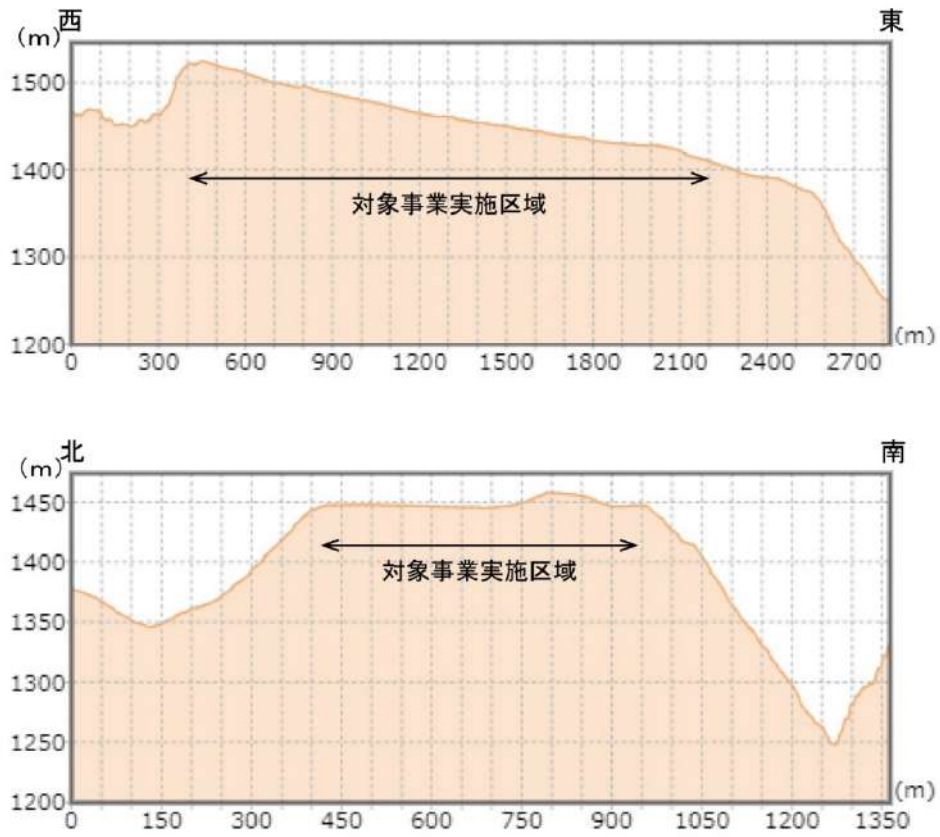
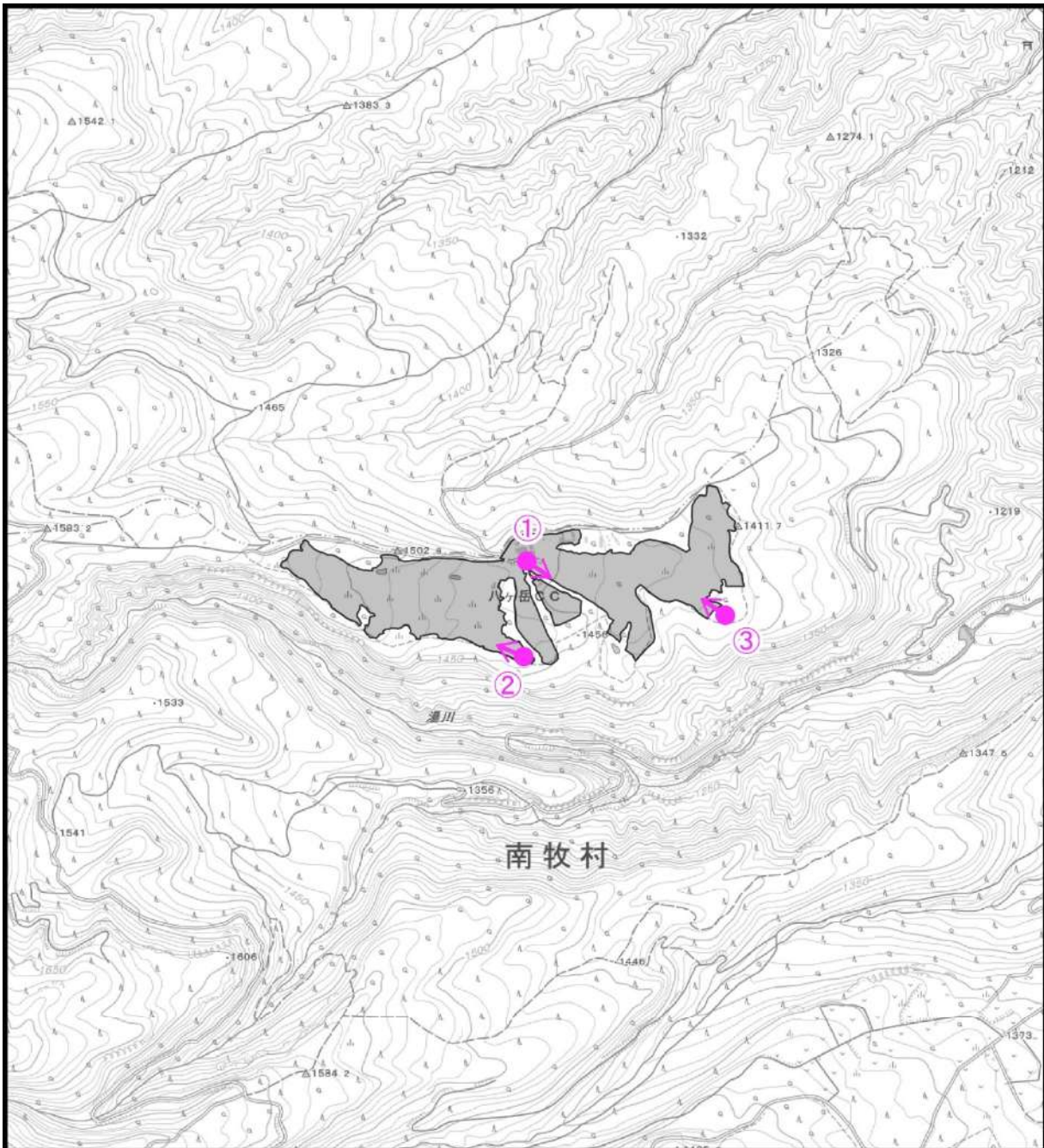


図 2.2-1 現況平面図及び地形断面図位置



- ・対象事業実施区域の標高
 最低地 1,410 m ~ 最高地 1,530 m
 標高差 120 m程度

図 2.2-2 地形断面図



凡例

- : 対象事業実施区域
- ➔ : 写真撮影位置及び方向



Scale 1:25,000



図 2.2-3 現況写真撮影地点



写真 2.2-1 対象事業実施区域現況写真

2.3 健康保護又は生活環境保全に配慮が必要な施設又は地域

2.3.1 判定基準

(2)-イ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

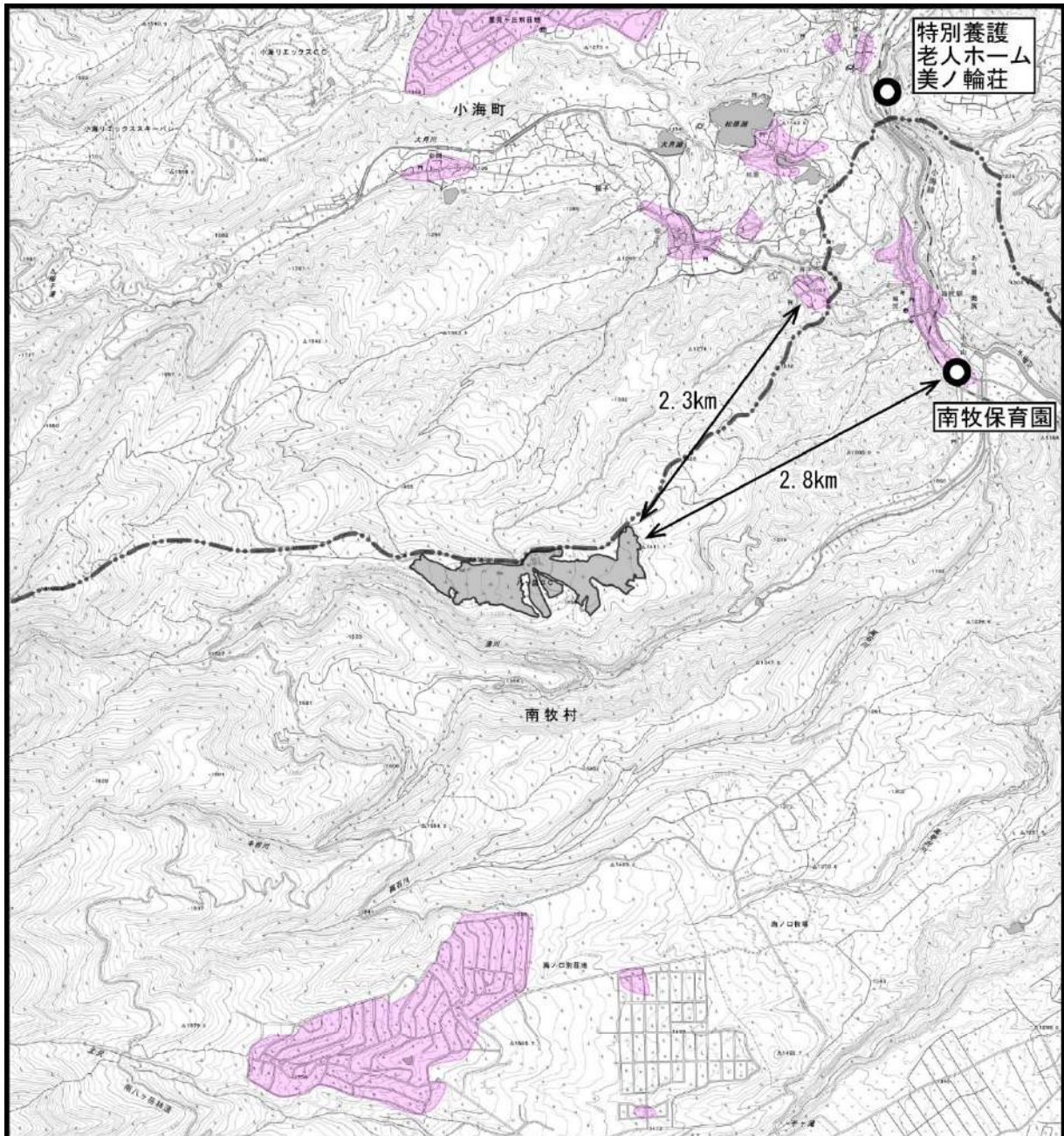
2.3.2 判定資料及び文献

- ・「信州くらしのマップ」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）
- ・「公共施設」（南牧村ホームページ 閲覧：令和4年4月）
- ・「国土数値情報（福祉施設）平成27年度」（国土交通省）
- ・「主要水系調査（一級水系）利水現況図」（国土交通省）
- ・南牧村聞き取り（令和4年12月）




2.3.3 判定結果

対象事業実施区域は、図 2.3-1に示すとおり、学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域には隣接しておらず、最も近い公共施設（南牧保育園）まで約2.8km、最も近い住居集合地とは約2.3km離れている。周囲には図 2.3-2に示すとおり約1km東側に奈良井水道水源があるものの、本事業では地下水の利用は行わず水源涵養機能の変更はないこと、公共用水域の水質の影響はないことから、相当程度の環境影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

本事業は既設のゴルフ場跡地を利用し、太陽光発電施設を設置する計画であり、供用後には本事業特性から人の健康又は生活環境の保全には影響がないと考えられる。ただし、工事に際しては、近隣住民の生活環境の保全には十分配慮して実施する。



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 施設位置
-  : 住居等が集まっている地域

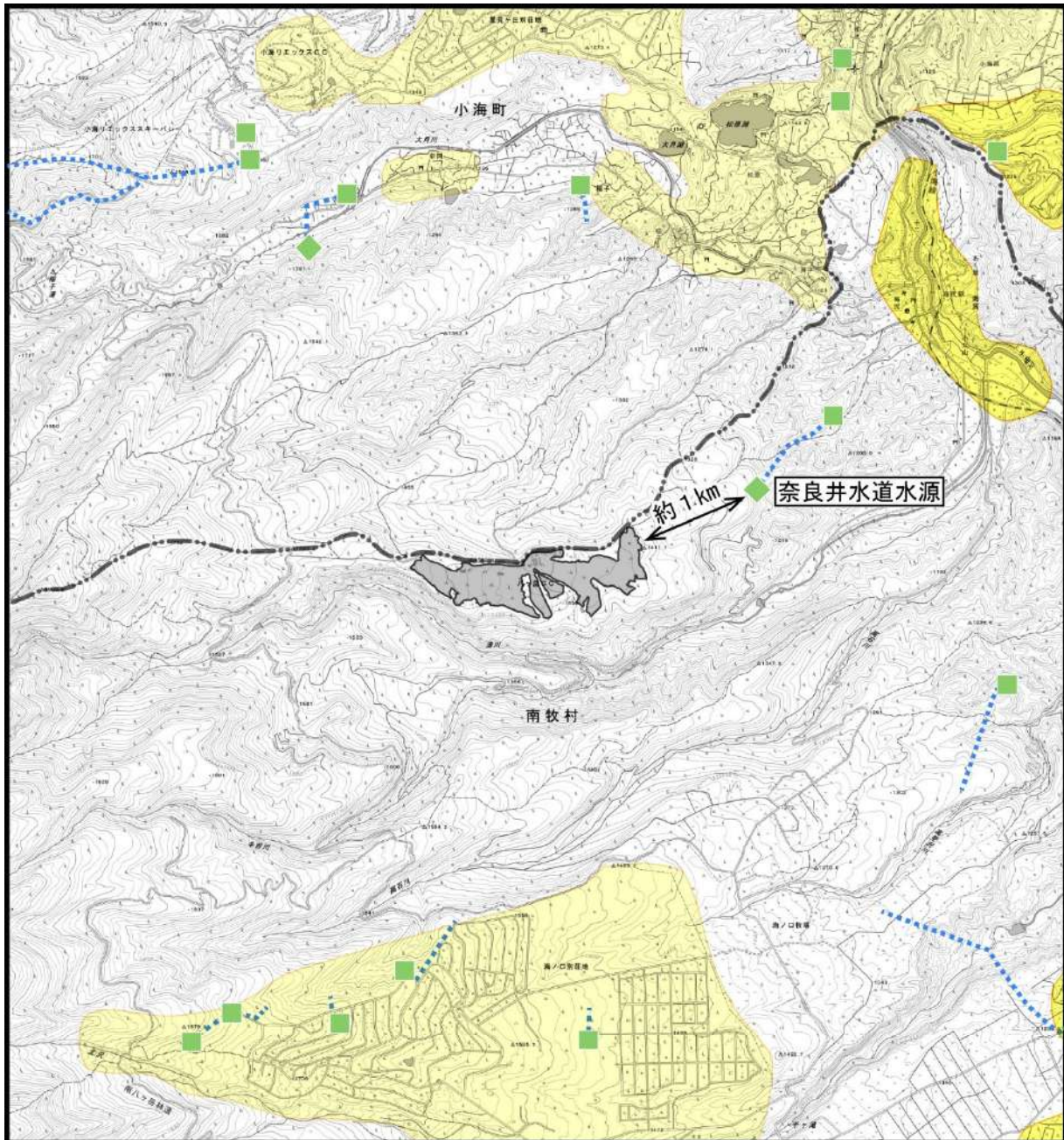


Scale 1:50,000



出典：「国土数値情報(福祉施設)平成27年度」(国土交通省)
「信州くらしのマップ」(長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月)
「公共施設」(南牧村ホームページ 閲覧：令和4年4月)

図 2.3-1 公共施設等位置



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 水道用取水口
-  : 浄水場・配水池
-  : 用水供給幹線（導水路）
-  : 上水道給水区域
-  : 簡易水道給水区域



Scale 1:50,000



「主要水系調査（一級水系）利水現況図」（国土交通省）
南牧村聞き取り（令和4年12月）

図 2.3-2 水道関連施設

2.4 野生生物の生息地及び生育地

2.4.1 判定基準

(2)-ウ 自然度が高い植生の地域、藻場、干潟その他の人の活動によって影響を受けていない、若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

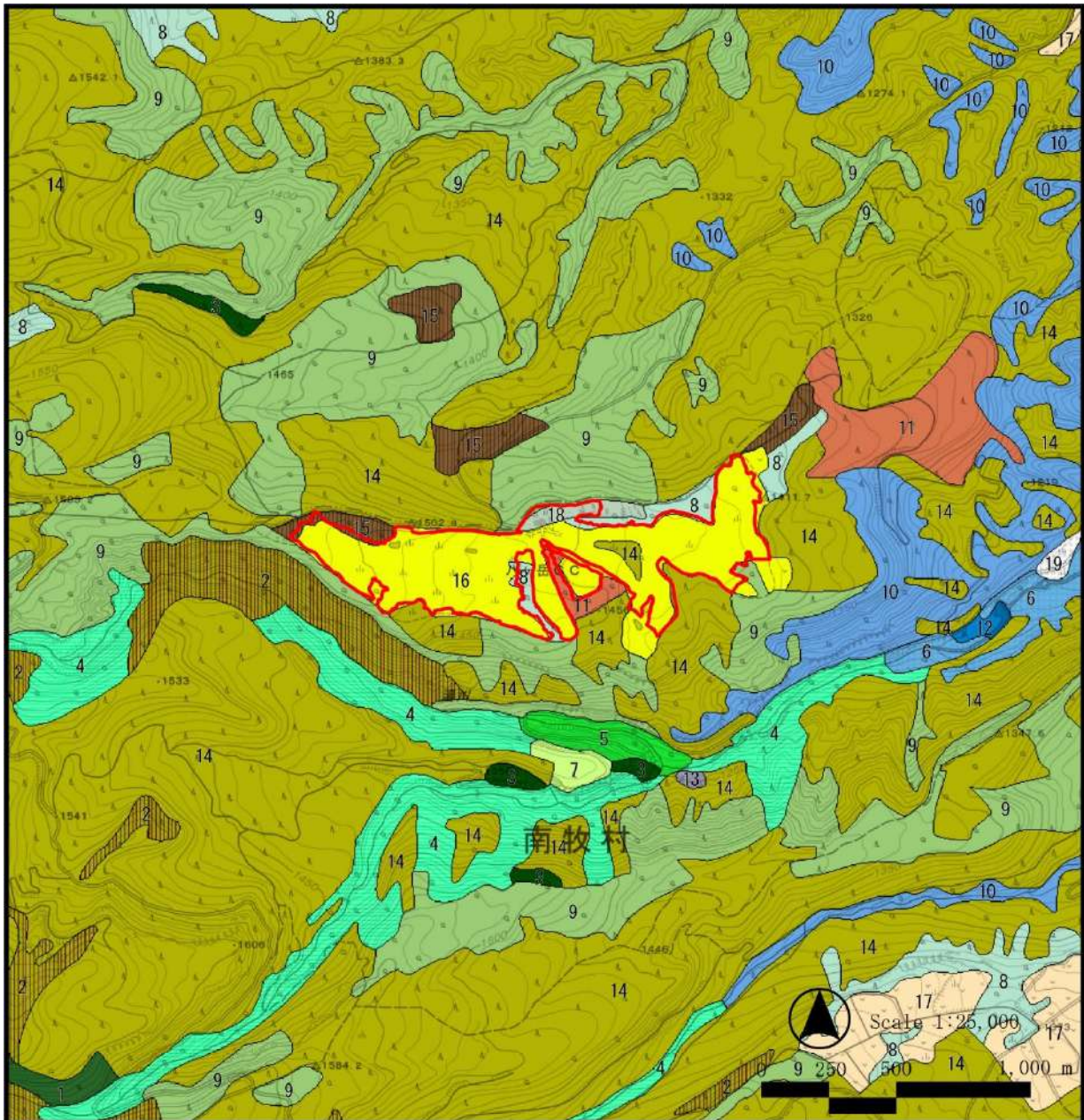
2.4.2 判定資料及び文献

- ・「環境省自然環境保全基礎調査植生調査 1/2.5万 現存植生図 松原湖」
(平成11年度～令和元年度 環境省自然環境局生物多様性センター)
- ・「コンサベーション・インターナショナル作成GISデータ」(平成25年度)

2.4.3 判定結果

対象事業実施区域の植生は図 2.4-1に示すとおりゴルフ場・芝地が大部分を占めるほか、シラカンバ群落、カラムツ植林、ウラジロモミ植林となっている。対象事業実施区域の植生の植生自然度は表 2.4-1、図 2.4-2に示すとおり7、6、4、2であり、自然草原や自然林といった自然度が高い植生の地域はない。また、図 2.4-3に示すとおり対象事業実施区域には、コンサベーション・インターナショナルにより選定された生物多様性重要地域は存在しない。

これらのことから、ゴルフ場という環境の対象事業実施区域は、判定基準に該当しないと考えられる。



凡例

- : 対象事業実施区域
- 1 : コメツガ群落
- 2 : ダケカンバ群落 (Ⅲ)
- 3 : ウラジロモミ群落
- 4 : ヤマタイミンガサーサワグルミ群集
- 5 : ミヤマクマワラビーシオジ群集
- 6 : ヤマハンノキ群落
- 7 : ブナーミズナラ群落
- 8 : シラカンバ群落
- 9 : ミヤコザサーミズナラ群集
- 10 : オニグルミ群落 (V)
- 11 : アカマツ群落 (V)
- 12 : ヨシクラス
- 13 : 岸壁植生
- 14 : カラマツ植林
- 15 : ウラジロモミ植林
- 16 : ゴルフ場・芝地
- 17 : 畑雑草群落
- 18 : 緑の多い住宅地
- 19 : 造成地

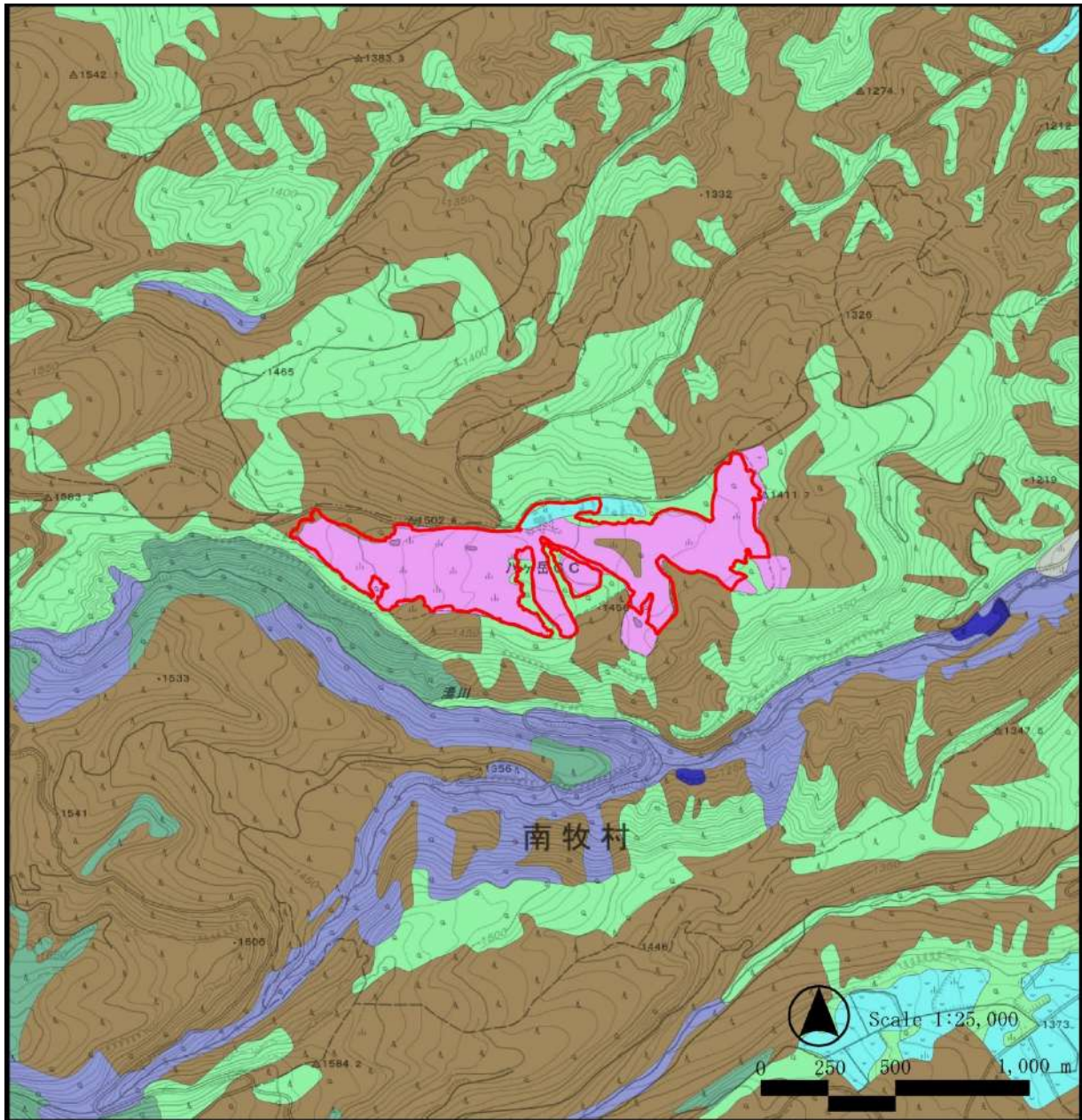
出典：「環境省自然環境保全基礎調査植生調査 1/2.5万 現存植生図 松原湖」
 (平成11年度～令和1年度 環境省自然環境局生物多様性センター)

図 2.4-1 現存植生図

表 2.4-1 植生自然度区分

植生自然度	区分内容	区分基準	対象事業実施区域及び周辺の植生区分
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区	ヨシクラス 岩壁植生
9	自然林	エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区	コメツガ群落 ウラジロモミ群落 ヤマタイミンガサ ーサワグルミ群集 ミヤマクマワラビ ーシオジ群集 ヤマハンノキ群落
8	二次林 (自然林に近いもの)	ブナーミズナラ群落、シイ・カシ二次林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区	ダケカンバ群落 (Ⅲ) ブナーミズナラ群落
7	二次林	クリーミズナラ群集、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれている代償植生地区	シラカンバ群落 ミヤコザサ ーミズナラ群集 オニグルミ群落 (Ⅴ) アカマツ群落 (Ⅴ)
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地、アカメガシワ等の低木林	カラマツ植林 ウラジロモミ植林
5	二次草原 (背の高い草原)	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種が多い草原	—
4	二次草原 (背の低い草原)	シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落	ゴルフ場・芝地
3	外来種植林農耕地 (樹園地)	竹林、外来種の植林・二次林・低木林、果樹園、茶畑、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	—
2	外来種草原農耕地 (水田・畑)	外来種の草原、畑、水田等の耕作地、緑の多い住宅地	畑雑草群落 緑の多い住宅地
1	市街地等	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区	造成地

注：網掛けは対象事業実施区域にある植生を示す。



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 10
- : 9
- : 8
- : 7
- : 6
- : 4
- : 2
- : 1

図 2.4-2 植生自然度図



図 2.4-3 生物多様性重要地域

2.5 高山帯、亜高山帯その他の植生の復元が困難な地域

2.5.1 判定基準

- (2)-エ 高山帯、亜高山帯その他の植生の復元が困難な地域が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

2.5.2 判定資料及び文献

- ・「環境省自然環境保全基礎調査植生調査 1/2.5万 現存植生図 松原湖」
(平成11年度～令和元年度 環境省自然環境局生物多様性センター)

2.5.3 判定結果

図 2.4-1に示したとおり、対象事業実施区域はゴルフ場・芝地、シラカンバ群落、アカマツ群落、カラマツ植林、ウラジロモミ植林となっており、判定基準に該当する地域はない。

2.6 幹線道路の沿道整備道路

2.6.1 判定基準

- (3)-ア 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年 法律第34号）第5条第1項の規定により指定された沿道整備道路が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

表 2.6-1 幹線道路の沿道の整備に関する法律 第5条第1項

<p>(沿道整備道路の指定)</p> <p>第五条 都道府県知事は、幹線道路網を構成する道路（高速自動車国道以外の道路にあつては、都市計画において定められたものに限る。第四項において同じ。）のうち次に掲げる条件に該当する道路について、道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、区間を定めて、国土交通大臣に協議し、その同意を得て、沿道整備道路として指定することができる。</p> <p>一 自動車交通量が特に大きいものとして政令で定める基準を超え、又は超えることが確実と見込まれるものであること。</p> <p>二 道路交通騒音が沿道における生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める基準を超え、又は超えることが確実と見込まれるものであること。</p> <p>三 当該道路に隣接する地域における土地利用の現況及び推移からみて、当該地域に相当数の住居等が集合し、又は集合することが確実と見込まれるものであること。</p>

2.6.2 判定資料及び文献

- ・南牧村ホームページ 閲覧：令和4年4月
- ・「2021年長野県の都市計画 資料編」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.6.3 判定結果

対象事業実施区域が位置する南牧村は全域が都市計画区域外であるため、都市計画法上の地区計画として指定される沿道整備道路はない。

[行政トップ](#) > [村の取り組み](#) > [産業の発展](#) > [観光](#) > [美しいむらづくり条例](#)

美しいむらづくり条例

南牧村では、雄峰が連なるハケ岳や千曲川に代表される豊かな自然や美しい景観を保全し、責任を持って次代へ引き継いでいくために「美しいむらづくり条例」を制定し、平成19年4月に施行しました。

この条例では、村、村民、事業者の責務を明らかにし、各種の規制を設けていますが、その一方で、むらづくりの推進活動に対し、予算の範囲内で助成ができることとなっており、この条例施行前に設置された屋外広告物を取り除くなどの活動を支援することで、美しいむらづくりを推進します。

そこで、この規定に基づき、条例施行前に設置された屋外広告物で、条例に違反しているものを自ら除去する場合、30,000円を上限として費用の2/3を補助します。また、美しいむらづくりの推進のために行う景観形成事業に対し、15,000円を上限として費用の1/2を補助します。

補助申請の方法につきましては、産業建設課建設係へお問い合わせください。

※南牧村は**全域が都市計画区域外**です。したがって、市街化区域、市街化調整区域、用途地域など、都市計画法に基づく区域、地域及び地区はありません。

- 建ぺい率や容積率は**南牧村村内行為ガイドライン**をご確認ください。
- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、[南牧村ハザードマップ](#) をご確認ください。

美しいむらづくり条例

[南牧村村内行為ガイドライン](#)

[美しいむらづくり条例](#)

[美しいむらづくり条例施行規則](#)

[村内行為事前協議書](#)

[村内行為チェックシート（PDF）](#)

[村内行為チェックシート（Excel）](#)

このページに関するお問い合わせ

[産業建設課](#) | TEL.0267-96-2211（代表）

その他のメニュー

[南牧村の組織](#)

[ご意見・ご要望はこちらから](#)

[よくある質問と回答](#)



関連リンク

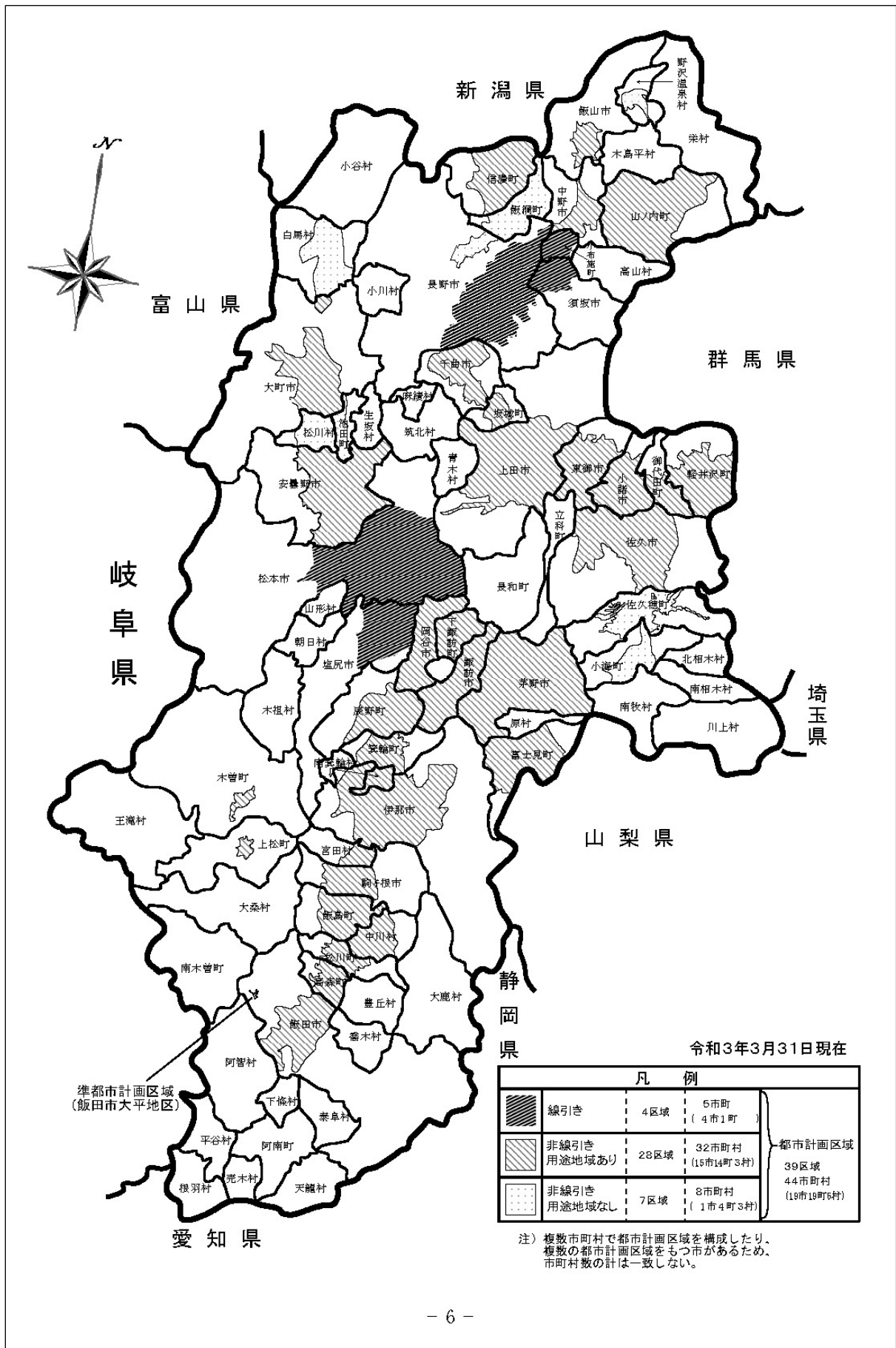


[このサイトについて](#) [個人情報の取扱いについて](#) [サイトマップ](#) [リンク](#)

南牧村役場
法人番号：3000020203050
〒384-1302 長野県南佐久郡南牧村大字海ノ口1051番地
TEL.0267-96-2211 / FAX.0267-96-2158
開庁時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15（祝日・年末年始を除く）

南牧村の人口（令和4年8月1日 現在）





出典：「2021年長野県の都市計画 資料編」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.7 水質汚濁防止法の指定地域

2.7.1 判定基準

- (3)-イ 水質汚濁防止法（昭和45年 法律第138号）第4条の2第1項の指定地域が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

表 2.7-1 水質汚濁防止法 第4条の2第1項

<p>(総量削減基本方針)</p> <p>第四条の二 環境大臣は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域（ほとんど陸岸で囲まれている海域に限る。）であり、かつ、第三条第一項又は第三項の排水基準のみによつては環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準（以下「水質環境基準」という。）の確保が困難であると認められる水域であつて、第二条第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の政令で定める項目（以下「指定項目」という。）ごとに政令で定めるもの（以下「指定水域」という。）における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に関係のある地域として指定水域ごとに政令で定める地域（以下「指定地域」という。）について、指定項目で表示した汚濁負荷量（以下単に「汚濁負荷量」という。）の総量の削減に関する基本方針（以下「総量削減基本方針」という。）を定めるものとする。</p>
--

2.7.2 判定資料及び文献

- ・「水質汚濁防止法」（昭和45年 法律第138号）

2.7.3 判定結果

対象事業実施区域及びその周辺には表 2.7-1に示す判定基準に該当する地域はない。

2.8 湖沼水質保全特別措置法

2.8.1 判定基準

- (3)-ウ 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第1項の規定により指定された指定湖沼又は同条第2項の規定により指定された指定地域が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

表 2.8-1 湖沼水質保全特別措置法 第3条第1項、第2項

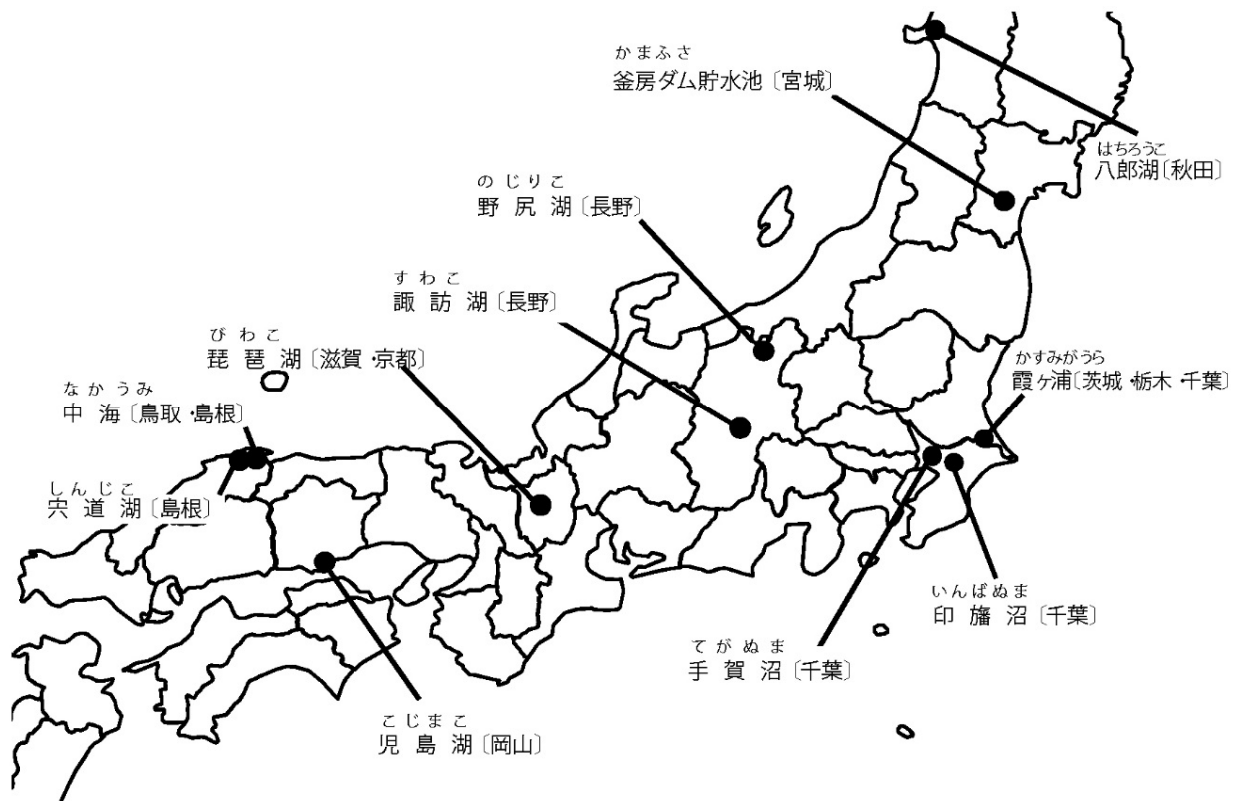
<p>(指定湖沼及び指定地域)</p> <p>第三条 環境大臣は、都道府県知事の申出に基づき、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準（第二十三条第一項において「水質環境基準」という。）が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい湖沼であつて、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを指定湖沼として指定することができる。</p> <p>2 環境大臣は、指定湖沼の水質の汚濁に関係があると認められる地域を指定地域として指定するものとする。</p>
--

2.8.2 判定資料及び文献

- ・「湖沼水質保全特別措置法に基づく11指定湖沼図」
(環境省ホームページ 閲覧：令和4年4月)

2.8.3 判定結果

湖沼水質特別措置法により指定された湖沼は図 2.8-1に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺には指定湖沼及びその流域の指定地域はない。



出典：「湖沼水質保全特別措置法に基づく11指定湖沼図」（環境省ホームページ 閲覧：令和4年4月）

図 2.8-1 湖沼水質保全特別措置法に基づく11指定湖沼図

2.9 長野県水環境保全条例

2.9.1 判定基準

- (3)-エ 長野県水環境保全条例（平成4年 長野県条例第12号）第11条第1項又は第2項の規定により指定された水道水源保全地区の区域が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

表 2.9-1 長野県水環境保全条例 第11条第1項、第2項

<p>(水道水源保全地区の指定)</p> <p>第11条 知事は、水道法（昭和32年 法律第177号）第3条第1項に規定する水道の水源（以下「水道水源」という。）を保全するため特に必要な区域を、その区域を管轄する市町村長の申出により、水道水源保全地区として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定によるほか、知事は、市町村長から他の市町村の区域に係る水道水源保全地区の指定の要請があった場合は、関係市町村長の意見を聴いて水道水源保全地区の指定をすることができる。</p>

2.9.2 判定資料及び文献

- ・「水道水源保全地区一覧（平成30年3月31日）」
（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）
- ・「信州くらしのマップ」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）
- ・南牧村産業建設課聞き取り（令和4年12月21日）

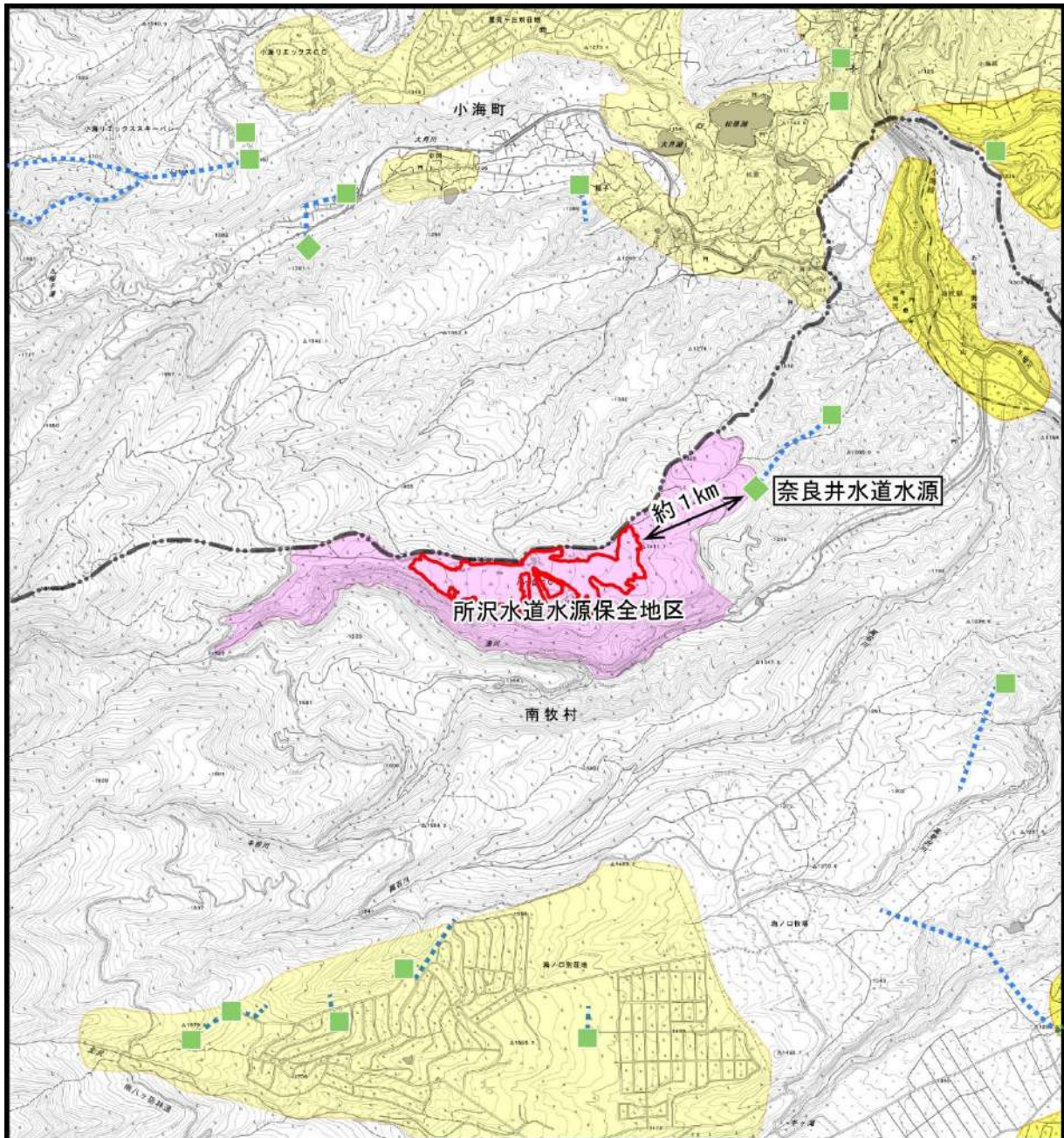
2.9.3 判定結果

対象事業実施区域は、表 2.9-2、図 2.9-1に示すとおり所沢水道水源保全地区に指定されている。周辺の水道水源は下流約1kmに奈良井水道水源があるものの、本事業では地下水の利用は行わず水源涵養機能の変更はないこと、公共用水域の水質への影響はないこと、さらに対象事業は表 2.9-3に示す事前協議の対象行為に該当しないことから、相当程度の環境影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

表 2.9-2 水道水源保全地区一覧（平成30年3月31日）

広域名	市町村名	保全地区の名称	面積(ha)	指定年度	
佐久	南牧村	所沢水道水源保全地区	265	H6	
	北相木村	横屋沢水道水源保全地区	48	H7	
		寄沢水道水源保全地区	4	H13	
上小	上田市	余里水道水源保全地区	30	H8	
		長和町	大沢水道水源保全地区	53	H8
			上組水道水源保全地区	25	H8
	青木村	北沢水道水源保全地区	60	H8	
		田沢水道水源保全地区	44	H7	
	臼川水道水源保全地区	39	H10		
上伊那	伊那市	猪鹿水道水源保全地区	290	H11	
		大沢水道水源保全地区	180	H13	
	駒ヶ根市	吉瀬水道水源保全地区	12	H26	
		大曾倉水道水源保全地区	12	H26	
		中山水道水源保全地区	2	H26	
		中曾倉水道水源保全地区	7	H26	
		上割水道水源保全地区	5	H26	
		北割水道水源保全地区	23	H27	
	辰野町	大沢水道水源保全地区	40	H11	
	飯島町	山ノ田水道水源保全地区	118	H11	
飯伊	飯田市	水荒沢水道水源保全地区	21	H5	
		金七沢水道水源保全地区	157	H9	
	阿智村	長九郎沢水道水源保全地区	67	H6	
	平谷村	大松沢水道水源保全地区	40	H6	
	根羽村	黄野水道水源保全地区	110	H7	
	売木村	岩倉水道水源保全地区	32	H12	
	天龍村	風吹山水道水源保全地区	15	H11	
木曾	南木曾町	妻籠水道水源保全地区	85	H11	
	木曾町	岩井ノ沢水道水源保全地区	84	H7	
		桧尾水道水源保全地区	69	H8	
	木祖村	塩沢水道水源保全地区	191	H7	
	大桑村	木村沢水道水源保全地区	13	H9	
野尻水道水源保全地区		121	H12		
松本	安曇野市	黒沢水道水源保全地区	161	H6	
	筑北村	四阿屋水道水源保全地区	165	H7	
大北	大町市	一津水道水源保全地区	112	H12	
長野	長野市	大清水水道水源保全地区	23	H5	
		左右水道水源保全地区	8	H10	
		尾倉沢水道水源保全地区	83	H11	
		下祖山水道水源保全地区	133	H13	
	須坂市	豊丘水道水源保全地区	99	H5	
	高山村	鞠子水道水源保全地区	174	H6	
		屋知水道水源保全地区	145	H9	
		防風沢水道水源保全地区	140	H13	
		油久保水道水源保全地区	38	H18	
	小川村	桐山・鳥立水道水源保全地区	190	H7	
北信	山ノ内町	かつら・二の沢水道水源保全地区	31	H8	
27市町村46地区			3,764		

出典：「水道水源保全地区一覧（平成30年3月31日）」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 水道水源保全地区
- ◆ : 水道用取水口
- : 浄水場・配水池
- ⋯ : 用水供給幹線（導水路）
- : 上水道給水区域
- : 簡易水道給水区域

出典：「信州くらしのマップ」(長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月)
「主要水系調査(一級水系)利水現況図」(国土交通省)
南牧村聞き取り(令和4年12月)



Scale 1:50,000



図 2.9-1 水道水源保全地区、水道関連施設

表 2.9-3 長野県水環境保全条例 第12条

<p>(水道水源保全地区内における行為の事前協議)</p> <p>第12条 水道水源保全地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>(1) ゴルフ場の建設</p> <p>(2) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年 法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）の最終処分場の設置</p> <p>(3) 土石類の採取その他の土地の形質の変更で、変更に係る土地の面積が規則で定める規模を超えるもの</p>
--

表 2.9-4 南牧村産業建設課聞き取り結果（令和4年12月21日）

<p>1. 対象事業実施区域に設定された水道水源保全区について</p> <p>対象事業実施区域に設定されている所沢水道水源保全地区は平成6年に設定され、対象事業実施区域から約1km北東側に湧水を水源とする奈良井水道水源がある。</p> <p>ゴルフ場へ供給していた水源については、上人沢から沢水を水源として導水しており、昭和61年8月に地域住民と南牧村に隣接する小海町とで水利用の要綱を交わして、小海町とゴルフ場及びゴルフ場西側の別荘地域にて利用していた。近年は、別荘地域での利用者もなく、ゴルフ場閉鎖後は小海町のみが農業用水として利用している（飲料用には利用していない）。</p> <p>2. 周辺の水利用について</p> <p>1) 飲用水の利用について</p> <p>対象事業実施区域周辺に住宅地はなく、飲料用として利用はない。また、表流水が豊富にあり、井戸水の利用もない。</p> <p>2) 農業用水について</p> <p>かつて、牛首川から農業用水を取水していたが、現在は利用していない。現在は清水原林道付近の表流水から取水して周辺地域の農業用水として利用しており、地下水の利用はない。</p> <p>3) 周辺河川について</p> <p>対象事業実施区域南側に湯川があるが、漁協はない。湯川は地質的な影響を受けており、酸性度が高く、魚類は生息できない。</p> <p>3. その他</p> <p>この地域は水が豊富で水に困ったことはない。また、台風時等に洪水等の災害が生じたこともない。</p>
--

2.10 長野県豊かな水資源の保全に関する条例

2.10.1 判定基準

- (3)-オ 長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年 長野県条例第11号）第9条第1項又は第2項の規定により指定された水資源保全地域の区域が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

表 2.10-1 長野県豊かな水資源の保全に関する条例 第9条第1項、第2項

<p>(水資源保全地域の指定)</p> <p>第9条 知事は、水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認める区域を、当該区域を管轄する市町村長の申出により、水資源保全地域として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定によるほか、知事は、次に掲げる場合には、関係市町村長の意見を聴いて水資源保全地域の指定をすることができる。</p> <p>(1)市町村長から他の市町村の区域に係る水資源保全地域の指定の要請があった場合</p> <p>(2)その他知事が水資源の保全のため特に必要があると認める場合</p>
--

2.10.2 判定資料及び文献

- ・「水資源保全地域の区域一覧」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.10.3 判定結果

対象事業実施区域には、表 2.10-2に示す判定基準に該当する地域はない。

表 2.10-2 水資源保全地域定一覽

圏域	市町村	水資源保全地域名	水源名	地番 (告示)	面積 (ha)	指定日
佐久	佐久市	佐久市協和川瀬水資源保全地域	川瀬	協和3597番17、29、30、34、36～38、265、267～269、377、3608番6、13、41、43、57、3635番1～4、3638番2～5、3639番1～3、6、7、3640番1、3644番2、3645番3、3648番1、3、3711番～3713番、3716番1、3717番1、2、3718番、3719番1、2、4、3720番、3721番3、3723番1、3733番1、3734番、3735番1、3、3736番、3737番1、3738番、3738番1、2、3739番～3742番、3766番、3767番、3769番、3778番1、2、3788番、3804番、3805番	78.06	H27.12.10
		佐久市協和寺久保水資源保全地域	寺久保	協和3489番1、2、29、49、54、55、65、69、71、72、74、76～87、94～98	200.23	H27.12.10
		佐久市協和合の沢水資源保全地域	合の沢第一	協和3490番5、39～41	40.44	H28.12.8
		佐久市春日湯沢水資源保全地域	五斗水 (湯沢)	春日5908番7の一部、287	7.33	H28.12.8
		佐久市赤谷水資源保全地域	赤谷	入澤2552番4、5、2553番1～26、2549番1の一部、2549番2～5、2556番1～5、2557番1～15	26.56	H30.2.19
		佐久市香坂水資源保全地域	東地	香坂509番	6.61	R2.4.16
	南相木村	南相木村栗生水資源保全地域	栗生	5092番1、5092番2、5092番4、5092番6、5092番7、5092番9、5092番11、5092番14、5092番16、5092番18、5093番1、5093番2、5094番1、5094番2、5094番3、5094番4、5095番1、5095番2、5095番3、5095番4、5095番5、5098番4、5098番5	39.25	R3.2.18
		南相木村立原水資源保全地域	立原	6334番25、6334番27、6334番28、6334番32、6334番34、6334番35、6334番36、6334番37、6334番68、6334番92、6334番94、6334番97、6334番100、6334番102、6334番141	5.9	R3.2.18
		南相木村鳥の向水資源保全地域	鳥の向	6474番4、6475番6	8.42	R3.2.18
		南相木村三川水資源保全地域	三川第2	5760番1、5760番2、5761番1、5761番2、5761番3、5762番1、5762番3、5762番4、5762番5、5762番6、5762番7、5764番、5765番1、5765番2、5766番1、5767番1、5767番3、5768番1、5768番2、5768番3、5768番6、5769番1、5769番2、5769番3、5769番6、5770番1、5770番2、5770番4、5771番1、5771番2、5775番、5776番、5777番1、5777番2、5778番1、5778番3、5778番4、5778番6、5778番7、5779番1、5779番7、5779番8、5779番11、5780番1、5781番、5782番、5783番、5784番1、5784番2、5784番3、5785番2、5785番3、5785番4、5785番6、5786番1、5786番2、5786番3、5786番6、5786番7、5787番1、5787番3、5788番1、5789番1、5789番2、5789番3、5790番1、5791番3、5792番1、5792番3、5792番6、5793番、5794番1、5794番2、5794番3、5795番1、5795番3、5795番5、5795番6、5796番1、5796番2、5797番、5798番1、5798番2、5799番、5800番、5801番、5802番1、5802番2、5803番、5804番、5805番1、5805番2、5805番3、5806番1、5807番、5808番1、5808番2、5809番1、5809番2、5809番3、5809番4、5810番、5811番1、5811番3、5811番5、5811番6、5812番1、5812番2、5812番3、5813番1、5813番3、5813番6、5814番1、5814番3、5814番6、5814番7、5814番8、5814番11、5814番13、5816番1、5816番3、5817番、5818番1、5818番2、5818番3、5818番4、5818番8、5819番、5820番、5821番1、5821番3、5821番5、5822番1、5822番3、5822番4、5831番1、5832番、5834番1	15.34	R3.2.18

圏域	市町村	水資源保全地域名	水源名	地番 (告示)	面積 (ha)	指定日
佐久	小海町	小海町五箇 水資源保全地域	五箇	大字千代里字居窪320番3、360番1～3、361番1、361番2、362番、363番1～3、364番1、364番2、365番1、2、366番、367番1、3～9、19～22、368番、369番1～3、370番、371番1～4、372番1、2、373番、374番1、2、375番、字鳥ウチ沢376番、377番1～3、378番1、2、379番1、2、380番、382番1～3、383番1～3、384番1、2、385番1～3、386番、字ダイボウジ392番5～45、大字豊里字梨木原5904番69～72	64.34	H26.2.17
		下諏訪町汁垂 水資源保全地域	汁垂	字汁垂7522番、7524番、7526番1、7527番イ、7528番～7531番、7532番イ、ロ、7533番、7534番イ、ロ、7535番、7536番1、イ、7537番1、ロ、7538番、7539番1、ロ、7540番～7550番、7551番イ、ロ、7552番、7553番イ、ロ、7554番イ、ロ、7555番、7556番ロ、7557番、7558番イ、ロ、7559番～7561番、7562番1、ロ、7563番1、ロ、7564番、7565番、7566番イ、ロ、7567番イ、ロ、7568番、7569番1、2、7570番、7571番イ、ロ、7572番、7573番、8089番、8090番ロ、字次郎8094番、8098番1、8153番1、ロ、8154番1、8156番、8160番1、2、8161番1、2、8162番、8163番、8164番1、ロ、ハ、ニの1、ニの2、ホ、8165番、8173番イ、ロ、字土坂8234番、8235番イ、1、8236番ロ、8237番、8238番1、8240番、字寺平8297番イの1の丁、イの2～5、ハ、ロ、8298番	14.16	H27.6.18
上伊那	駒ヶ根市	駒ヶ根市吉瀬 水資源保全地域	吉瀬第1 吉瀬第2	中沢397番、398番、399番1、ロ、401番イ、1、402番イ、1、403番、405番～408番、940番～949番、950番ロ、951番イ、956番2、4～13、15～18、26、45、48～50、68、957番イ、1～13、15～19、958番63～65	11.73	H26.11.20
		駒ヶ根市大曾倉 水資源保全地域	女沢 古屋敷第1 古屋敷第2	中沢8715番100～121、133～147、161、166～168、8784番21、22、24～30、48、71～75、9017番1、17～20	12.32	H26.11.20
		駒ヶ根市中山 水資源保全地域	中山	中沢7663番2、4、6、8、9、ノ、ム、ヤ、7666番ロ	1.82	H26.11.20
		駒ヶ根市中曾倉 水資源保全地域	中曾倉	中沢9669番3、4、10888番21、26、27、32、33、36、38、44、46～48、53～55、57	6.63	H26.11.20
		駒ヶ根市上割 水資源保全地域	上割	中沢7253番290～307	4.48	H26.11.20
		駒ヶ根市北割 水資源保全地域	駒ヶ根第2 駒ヶ根第3	赤穂1番12、14、15、3番2～44、46～56、58、59、68、73、4番1～18、20、21、23～42、44～49、51～61、63～65、67～74、76～91、93～110、186、188、189	23.11	H27.10.8
松本	筑北村	筑北村栃平 水資源保全地域	栃平第3	東条トチ平入2270番7	0.52	H27.4.16
計		19地域	23水源	—	567.25	—

2.11 自然公園法

2.11.1 判定基準

- (3)-カ 自然公園法（昭和32年 法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園、同条第3号に規定する国定公園又は長野県立自然公園条例（昭和35年 長野県条例第22号）第2条第1号に規定する長野県立自然公園の区域が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

表 2.11-1 自然公園法 第2条第2号、第3号

<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>二 国立公園 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海域の景観地を含む。次章第六節及び第七十四条を除き、以下同じ。）であつて、環境大臣が第五条第一項の規定により指定するものをいう。</p> <p>三 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であつて、環境大臣が第五条第二項の規定により指定するものをいう。</p>

表 2.11-2 長野県立自然公園条例 第2条第1号

<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)長野県立自然公園 長野県内にある優れた風景地であつて知事が次条の規定により指定したものをいう。</p>

2.11.2 判定資料及び文献

- ・「信州くらしのマップ」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）
- ・「長野県の自然公園の紹介」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.11.3 判定結果

長野県の自然公園等の指定地域は図 2.11-1に示すとおりである。対象事業実施区域の周辺には、八ヶ岳中信高原国定公園に指定された区域があり、その概要は表 2.11-3に示すとおりである。対象事業実施区域周辺の区域の指定状況は図 2.11-2に示すとおりであり、対象事業実施区域は指定区域に該当しない。

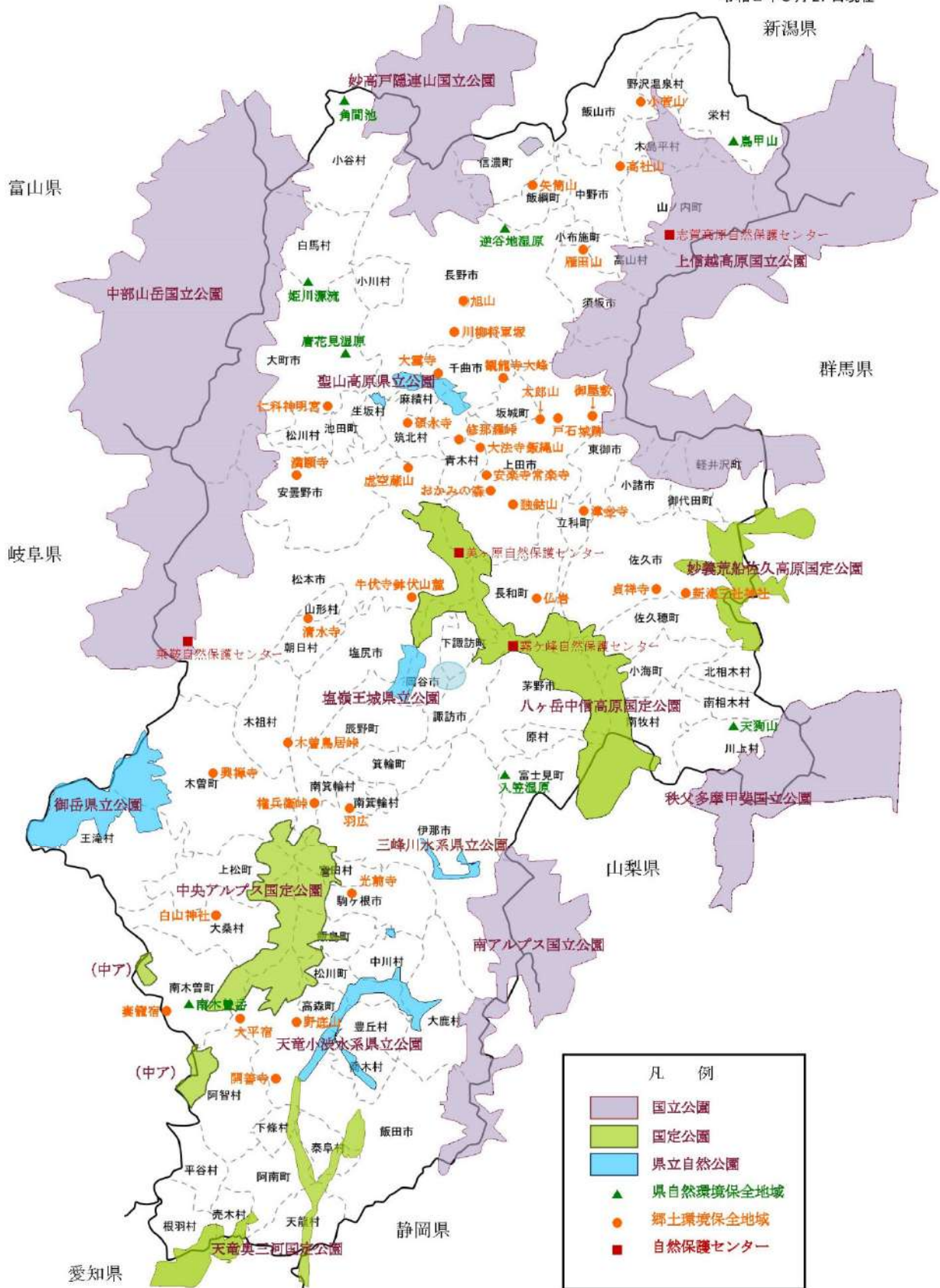
表 2.11-3 八ヶ岳中信高原国定公園の概要

面積	39,857 ha うち長野県分：35,769 ha
関係市町村 (長野県)	佐久市・佐久穂町・小海町・南牧村・立科町・上田市・長和町・岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村・松本市・塩尻市
指定年月日	昭和39年（1964年）6月1日

出典：「長野県の自然公園の紹介」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）

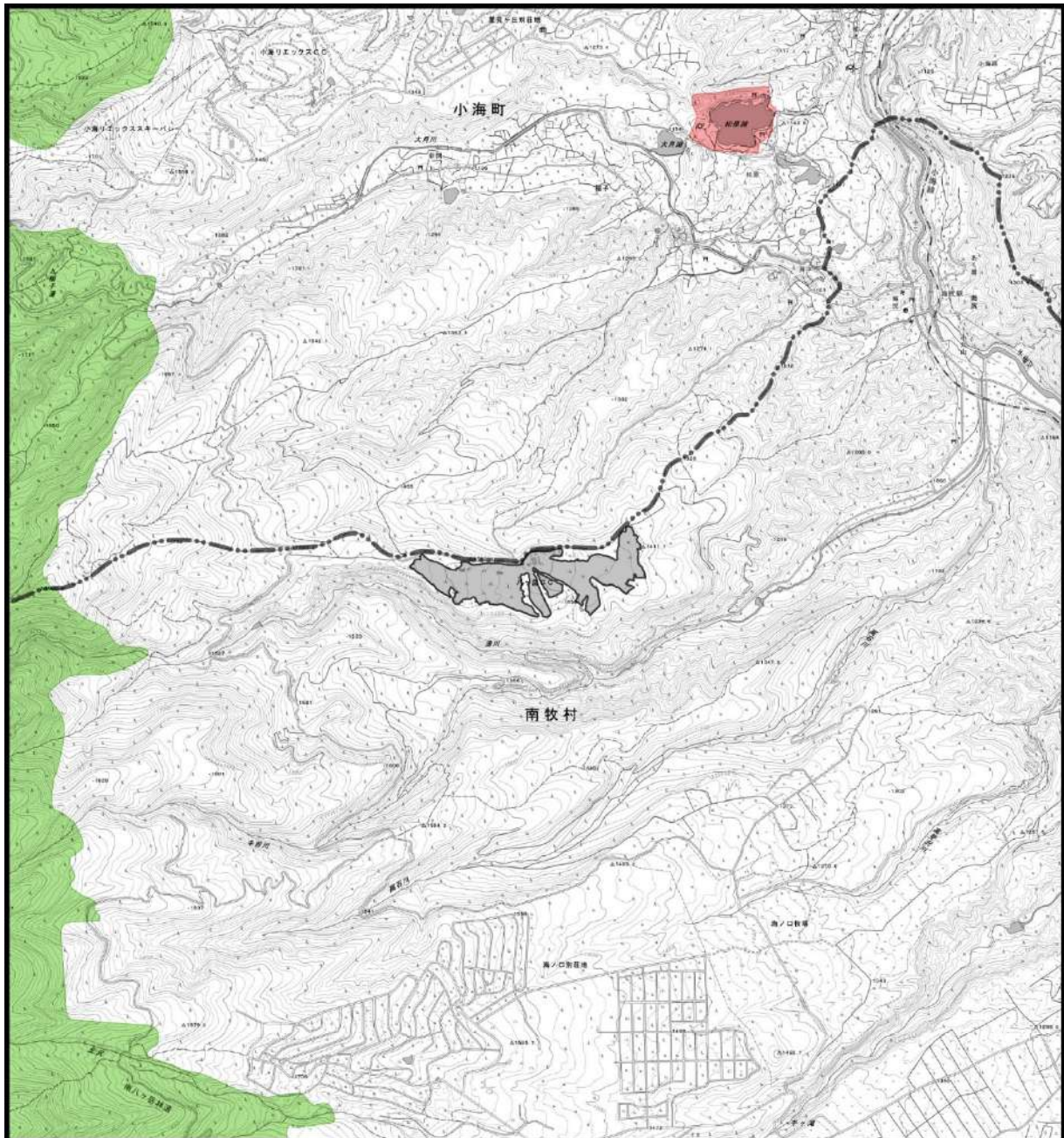
長野県の自然公園・県自然環境保全地域

令和2年3月27日現在






出典：「長野県の自然公園・県自然環境保全地域」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）

図 2.11-1 長野県の自然公園等の指定地域



凡例

-  : 対象事業実施区域
- 八ヶ岳中信高原国定公園
-  : 第2種特別地域
-  : 第3種特別地域



Scale 1:50,000



出典：「信州暮らしのマップ」(長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月)

図 2.11-2 自然公園等位置

2.12 自然環境保全法

2.12.1 判定基準

- (3)-キ 自然環境保全法（昭和47年 法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域又は長野県自然環境保全条例（昭和46年 長野県条例第35号）第7条第1項の規定により指定された長野県自然環境保全地域が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

表 2.12-1 自然環境保全法 第14条第1項、第22条第1項

<p>(指定)</p> <p>第十四条 環境大臣は、その区域における自然環境が人の活動によつて影響を受けることなく原生の状態を維持しており、かつ、政令で定める面積以上の面積を有する土地の区域であつて、国又は地方公共団体が所有するもの（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林（同条第一項後段又は第二項後段において準用する同法第二十五条第二項の規定により指定された保安林を除く。）の区域を除く。）のうち、当該自然環境を保全することが特に必要なものを原生自然環境保全地域として指定することができる。</p> <p>(指定)</p> <p>第二十二條 環境大臣は、原生自然環境保全地域以外の区域で次の各号のいずれかに該当するもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。</p> <ul style="list-style-type: none">一 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が政令で定める面積以上のもの（政令で定める地域にあつては、政令で定める標高以上の標高の土地の区域に限る。）二 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が政令で定める面積以上のもの三 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの四 その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの五 その海域内に生存する熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海域でその面積が政令で定める面積以上のもの六 植物の自生地、野生動物の生息地その他の政令で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が政令で定める面積以上のもの

表 2.12-2 長野県自然環境保全条例 第7条第1項

(県自然環境保全地域の指定)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する土地の区域のうち、その区域の周辺の自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを長野県自然環境保全地域（以下「県自然環境保全地域」という。）として指定することができる。

- (1) 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が規則で定める面積以上のもの
- (2) すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が規則で定める面積以上のもの
- (3) 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの
- (4) その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの
- (5) 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が規則で定める面積以上のもの

2.12.2 判定資料及び文献

- ・「自然環境保全地域」（環境省ホームページ 閲覧：令和4年4月）
- ・「長野県の自然公園・県自然環境保全地域」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）
- ・「長野県の自然環境保全地域及び郷土環境保全地域の紹介」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.12.3 判定結果

対象事業実施区域が位置する南牧村には、図 2.11-1、表 2.12-3に示すとおり判定基準となる地域はない。

表 2.12-3 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、長野県自然環境保全地域

区分	地域名	位置	面積 (ha)
原生 自然環境 保全地域	遠音別岳	北海道斜里郡斜里町目梨郡羅臼町	1,895
	十勝川源流部	北海道上川郡新得町	1,035
	南硫黄島	東京都小笠原村	367
	大井川源流部	静岡県榛原郡川根本町	1,115
	屋久島	鹿児島県熊毛郡屋久島町	1,219
自然環境 保全地域	大平山	北海道島牧郡島牧村	674
	白神山地	青森県西津軽郡鯨ヶ沢町、深浦町、中津軽郡西目屋村 秋田県山本郡藤里町	14,043
	和賀岳	岩手県和賀郡西和賀町	1,451
	早池峰	岩手県宮古市	1,370
	大佐飛山	栃木県那須塩原市	545
	利根川源流部	群馬県利根郡みなかみ町	2,318
	笹ヶ峰	愛媛県新居浜市、西条市 高知県吾川郡いの町	537
	白髪岳	熊本県球磨郡あさぎり町	150
	稲尾岳	鹿児島県肝属郡肝付町、錦江町、南大隅町	377
	崎山湾・網取湾	沖縄県八重山郡竹富町	1,077
長野県 自然環境 保全地域	姫川源流	長野県北安曇郡白馬村	15.48
	鳥甲山	長野県下水内郡栄村	557.37
	南木曾岳	長野県木曾郡南木曾町	156.19
	唐花見湿原	長野県大町市	8.77
	角間池	長野県北安曇郡小谷村	7.22
	天狗山	長野県南佐久郡川上村	35.90
	逆谷地湿原	長野県長野市、長野県上水内郡飯綱町	7.56
	入笠湿原	長野県諏訪郡富士見町	1.93

出典：「自然環境保全地域」（環境省ホームページ 閲覧：令和4年4月）

「長野県の自然公園・県自然環境保全地域」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.13 長野県自然環境保全条例

2.13.1 判定基準

- (3)-ク 長野県自然環境保全条例第15条第1項の規定により指定された郷土環境保全地域が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

表 2.13-1 長野県自然環境保全条例 第15条第1項

<p>(郷土環境保全地域の指定)</p> <p>第15条 知事は、県自然環境保全地域以外の区域で次の各号のいずれかに該当するもののうち、その区域の周辺的生活環境を含む自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを郷土環境保全地域として指定することができる。</p> <p>(1)市街地等の周辺における森林、草地、湖沼等を含む土地の区域であつて良好な自然環境を形成しているものでその面積が規則で定める面積以上のもの</p> <p>(2)郷土的又は歴史的な特色のある区域を含む土地の区域であつて熟成した自然環境を形成しているものでその面積が規則で定める面積以上のもの</p>

2.13.2 判定資料及び文献

- ・「長野県の自然環境保全地域及び郷土環境保全地域の紹介」
(長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月)

2.13.3 判定結果

対象事業実施区域が位置する南牧村には、図 2.11-1、表 2.13-2に示す判定基準に該当する地域はない。

表 2.13-2 郷土環境保全地域一覽

番号	地域名	関係市町村	面積(ha)	指定年月日	指定理由
1	新海三社神社	佐久市	27.85	昭和54年10月1日	郷土的・歴史的
2	大法寺飯繩山	上田市・青木村	62.75	昭和54年10月1日	郷土的・歴史的
3	戸石城跡	上田市	59.55	昭和54年10月1日	郷土的・歴史的
4	仏岩	長和町	46.88	昭和54年10月1日	市街地周辺・郷土的 ・歴史的
5	羽広	伊那市	22.13	昭和54年10月1日	郷土的・歴史的
6	牛伏寺鉢伏山麓	松本市	23.28	昭和54年10月1日	郷土的・歴史的
7	仁科神明宮	大町市	9.68	昭和54年10月1日	郷土的・歴史的
8	観竜寺大峰	千曲市	22.93	昭和54年10月1日	郷土的・歴史的
9	旭山	長野市	66.31	昭和54年10月1日	市街地周辺
10	小菅山	飯山市	493.49	昭和54年10月1日	市街地周辺・郷土的 ・歴史的
11	独鈷山	上田市	460.63	昭和55年3月31日	市街地周辺・郷土的 ・歴史的
12	木曾鳥居峠	木祖村・塩尻市	162.50	昭和55年3月31日	郷土的・歴史的
13	川柳将軍塚	長野市	34.80	昭和55年3月31日	郷土的・歴史的
14	高社山	中野市	256.80	昭和55年12月22日	市街地周辺・郷土的 ・歴史的
15	安楽寺・常楽寺	上田市	13.85	昭和56年3月30日	郷土的・歴史的
16	碩水寺	筑北村	4.88	昭和56年3月30日	郷土的・歴史的
17	妻籠宿	南木曾町	1,185.03	昭和56年8月17日	郷土的・歴史的
18	太郎山	上田市	174.11	昭和56年11月24日	市街地周辺
19	修那羅峠	青木村・筑北村	46.39	昭和56年11月24日	郷土的・歴史的
20	権兵衛峠	南箕輪村・塩尻市	114.62	昭和57年3月25日	郷土的・歴史的
21	雁田山	小布施町	108.70	昭和57年3月25日	市街地周辺・郷土的 ・歴史的
22	大雲寺	千曲市	9.80	昭和57年9月30日	市街地周辺・郷土的 ・歴史的
23	光前寺	駒ヶ根市	11.36	昭和58年3月22日	郷土的・歴史的
24	開善寺	飯田市	2.01	昭和58年3月22日	郷土的・歴史的
25	津金寺	立科町	5.70	昭和60年2月25日	郷土的・歴史的
26	興禅寺	木曾町	12.67	昭和61年3月13日	郷土的・歴史的
27	満願寺	安曇野市	3.42	昭和61年3月13日	郷土的・歴史的
28	大平宿	飯田市	290.06	昭和62年4月13日	郷土的・歴史的
29	貞祥寺	佐久市	3.40	昭和63年1月28日	郷土的・歴史的
30	白山神社	大桑村	3.46	平成4年3月19日	郷土的・歴史的
31	虚空蔵山	松本市	76.37	平成9年1月6日	郷土的・歴史的
32	御屋敷	上田市	3.20	平成9年12月8日	郷土的・歴史的
33	野底山	飯田市	133.71	平成9年12月8日	郷土的・歴史的
34	矢筒山	飯綱町	5.19	平成9年12月8日	市街地周辺・郷土的 ・歴史的
35	清水寺	山形村	78.00	平成11年1月14日	郷土的・歴史的
36	おかみの森	上田市	9.34	平成15年2月3日	郷土的・歴史的

出典：「長野県の自然環境保全地域及び郷土環境保全地域の紹介」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.14 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条例

2.14.1 判定基準

- (3)-ケ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2の世界遺産一覧表に記載された文化遺産（不動産に限る。）又は自然遺産の区域が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

2.14.2 判定資料及び文献

- ・「日本の世界遺産一覧」（文化庁ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.14.3 判定結果

対象事業実施区域が位置する長野県には、表 2.14-1に示す判定基準に該当する区域はない。

表 2.14-1 日本の世界遺産一覧

No.	資産名	所在地	記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成5年	文化
2	姫路城	兵庫県	平成5年	文化
3	屋久島	鹿児島県	平成5年	自然
4	白神山地	青森県・秋田県	平成5年	自然
5	古都京都の文化財 (京都市、宇治市、大津市)	京都府・滋賀県	平成6年	文化
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	平成7年	文化
7	原爆ドーム	広島県	平成8年	文化
8	厳島神社	広島県	平成8年	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	平成10年	文化
10	日光の社寺	栃木県	平成11年	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成12年	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	平成16年	文化
13	知床	北海道	平成17年	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成19年	文化
15	小笠原諸島	東京都	平成23年	自然
16	平泉－仏国土(浄土)を表す建築・庭園 及び考古学的遺跡群－	岩手県	平成23年	文化
17	富士山－信仰の対象と芸術の源泉－	山梨県・静岡県	平成25年	文化
18	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成26年	文化
19	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・ 鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県	平成27年	文化
20	ル・コルビュジエの建築作品 －近代建築運動への顕著な貢献－	東京都	平成28年	文化
21	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	平成29年	文化
22	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県・熊本県	平成30年	文化
23	百舌鳥・古市古墳群－古代日本の墳墓群－	大阪府	令和元年	文化
24	奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島	鹿児島県・沖縄県	令和3年	自然
25	北海道・北東北の縄文遺跡群	北海道・青森県・岩手県・秋田県	令和3年	文化

出典：「日本の世界遺産一覧」（文化庁ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.15 森林法

2.15.1 判定基準

- (3)-コ 森林法（昭和26年 法律第249号）第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

表 2.15-1 森林法 第25条第1項、第25条の2第1項、第2項

<p>(指定)</p> <p>第二十五条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあっては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあつては、重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 水源のかん養二 土砂の流出の防備三 土砂の崩壊の防備四 飛砂の防備五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備六 なだれ又は落石の危険の防止七 火災の防備八 魚つき九 航行の目標の保存十 公衆の保健十一 名所又は旧跡の風致の保存 <p>第二十五条の二 都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。</p> <p>2 都道府県知事は、前条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。</p>
--

2.15.2 判定資料及び文献

- ・「信州くらしのマップ」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.15.3 判定結果

対象事業実施区域及び周辺の保安林の指定状況は図 2.15-1に示すとおりであり、対象事業実施区域は保安林の指定区域に該当しない。

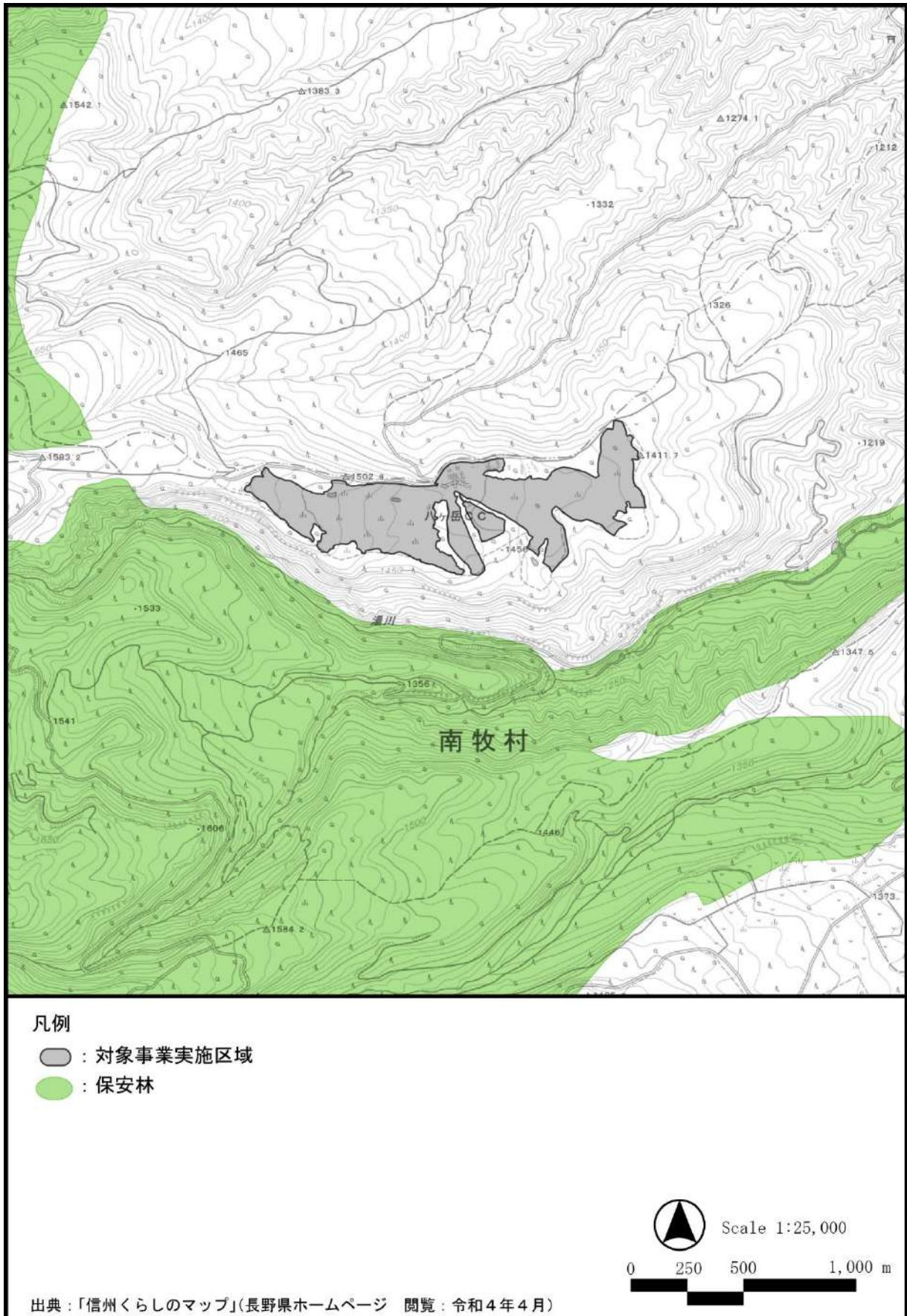


図 2.15-1 保安林位置

2.16 都市緑地法

2.16.1 判定基準

- (3)-サ 都市緑地法（昭和48年 法律第72号）第5条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

表 2.16-1 都市緑地法 第5条、第12条第1項

<p>(緑地保全地域に関する都市計画)</p> <p>第五条 都市計画区域又は準都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する相当規模の土地の区域については、都市計画に緑地保全地域を定めることができる。</p> <p>一 無秩序な市街地化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの</p> <p>二 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの</p> <p>(特別緑地保全地区に関する都市計画)</p> <p>第十二条 都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。</p> <p>一 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯若しくは雨水貯留浸透地帯（雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させることにより浸水による被害を防止する機能を有する土地の区域をいう。）として適切な位置、規模及び形態を有するもの</p> <p>二 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となつて、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの</p> <p>三 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの</p> <p>イ 風致又は景観が優れていること。</p> <p>ロ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること。</p>
--

2.16.2 判定資料及び文献

- ・「令和2年都市計画現況調査」（国土交通省ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.16.3 判定結果

緑地保全地域については表 2.16-2に示すとおり、令和2年3月31日現在指定はない。特別緑地保全地区については表 2.16-3に示すとおり、対象事業実施区域が位置する長野県には指定区域はない。これらのことから、判定基準には該当しない。

表 2.16-2 緑地保全地域内訳表

地方	都市数	緑地保全地域	
		地区数	決定面積 (ha)
北海道	—	—	—
東北	—	—	—
関東	—	—	—
北陸	—	—	—
中部	—	—	—
近畿	—	—	—
中国	—	—	—
四国	—	—	—
九州	—	—	—
沖縄	—	—	—

注：令和2年3月31日現在

出典：「令和2年都市計画現況調査」（国土交通省ホームページ 閲覧：令和4年4月）

表 2.16-3 特別緑地保全地区内訳表

都道府県	都市数	特別緑地保全地域	
		地区数	決定面積 (ha)
北海道	3	27	239.8
宮城県	1	4	97.2
秋田県	1	1	3.2
茨城県	1	1	24.0
群馬県	5	9	32.0
埼玉県	12	35	105.8
千葉県	7	31	223.7
東京都	15	53	322.6
神奈川県	14	277	1,641.6
石川県	1	3	8.5
岐阜県	4	4	85.9
静岡県	1	1	6.7
愛知県	2	74	213.7
京都府	1	4	238.0
大阪府	5	5	17.4
兵庫県	4	40	2,987.3
和歌山県	1	1	2.2
山口県	1	1	180.0
福岡県	3	90	204.6

注：令和2年3月31日現在

出典：「令和2年都市計画現況調査」（国土交通省ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.17 野生動植物の種の保存に関する法律

2.17.1 判定基準

- (3)-シ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年 法律第75号）第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

表 2.17-1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 第36条第1項

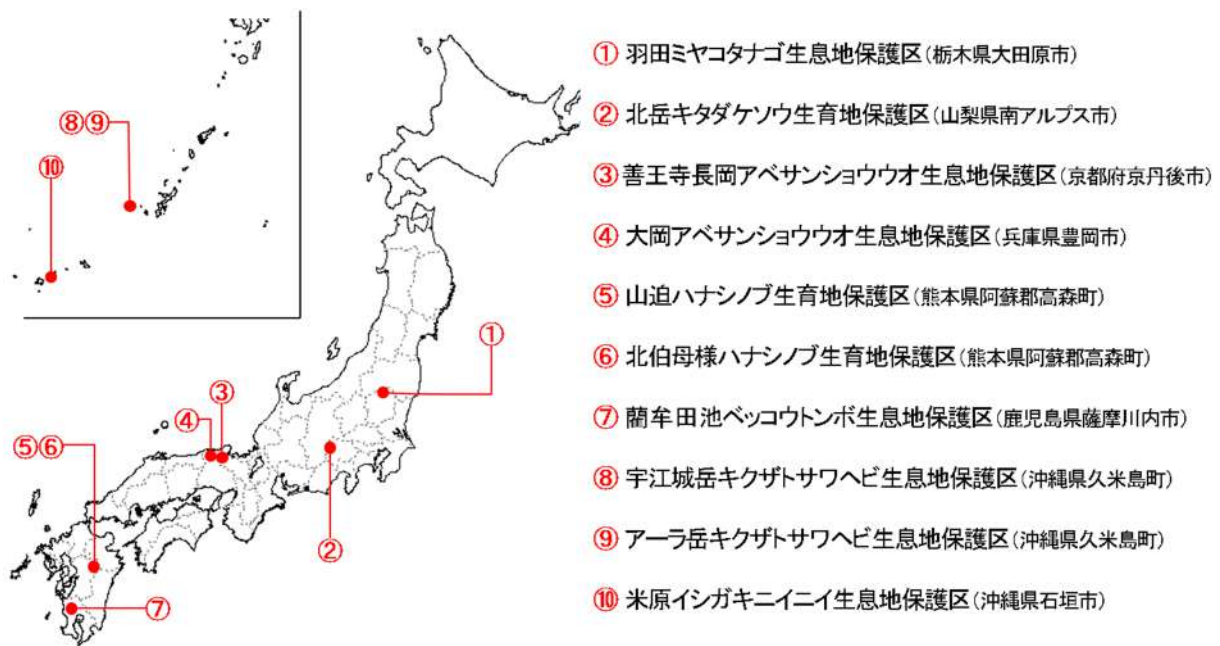
<p>(生息地等保護区)</p> <p>第三十六条 環境大臣は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であつて、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその国内希少野生動植物種の保存のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。</p>

2.17.2 判定資料及び文献

- ・「種の保存法に関する生息地等保護区一覧」（環境省ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.17.3 判定結果

対象事業実施区域が位置する長野県には、図 2.17-1、表 2.17-2に示すとおり種の保存法に関する生息地等保護区の指定区域には該当しない。



出典：「種の保存法に関する生息地等保護区一覧」（環境省ホームページ 閲覧：令和4年4月）

図 2.17-1 種の保存法に係る生息地等保護区

表 2.17-2 生息地等保護区（令和3年7月時点）

名称	設定年月日	面積(ha) ()は管理地区
羽田ミヤコタナゴ生息地保護区 (栃木県大田原市)	平成6年12月26日	60.6 (12.8)
北岳キタダケソウ生育地保護区 (山梨県南アルプス市)	平成6年12月26日	38.5 (38.5)全域
善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区 (京都府京丹後市)	平成18年7月3日	13.1 (3.9)
大岡アベサンショウウオ生息地保護区 (兵庫県豊岡市)	平成30年3月9日	7.8 (7.8)全域
山迫ハナシノブ生育地保護区 (熊本県阿蘇郡高森町)	平成8年6月3日	1.13 (1.13)全域
北伯母様ハナシノブ生育地保護区 (熊本県阿蘇郡高森町)	平成8年6月3日	7.05 (1.94)
蘭牟田池ベッコウトンボ生息地保護区 (鹿児島県薩摩川内市)	平成8年6月3日	153 (60)
宇江城岳キクザトサワヘビ生息地保護区 (沖縄県久米島町)	平成10年6月15日	600 (255)
アーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区 (沖縄県久米島町)	令和3年7月29日	599 (261)
米原イシガキニイニイ生息地保護区 (沖縄県石垣市)	平成15年11月11日	9.0 (9.0)全域

出典：「種の保存法に関する生息地等保護区一覧」（環境省ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.18 長野県希少野生動植物保護条例

2.18.1 判定基準

- (3)-ス 長野県希少野生動植物保護条例（平成15年 長野県条例第32号）第23条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

表 2.18-1 長野県希少野生動植物保護条例 第23条第1項

(生息地等保護区の指定等)
第23条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体となった生態系としてその保護を図る必要がある区域であつて、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物の保護のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。

2.18.2 判定資料及び文献

- ・「希少野生動植物保護条例の規制・手続き」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）
- ・「長野県告示第392号」（平成27年8月31日）

2.18.3 判定結果

対象事業実施区域には、表 2.18-2に示す判定基準に該当する区域はない。

表 2.18-2 生息地等保護区一覧

保護区名	市町村	面積	期間
開田高原希少野生動植物保護地区	木曾町	2.07ha	平成27年(2015年)9月1日～ 平成37年(2025年)8月31日

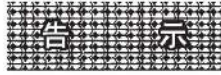
出典：「希少野生動植物保護条例の規制・手続き」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）

事 財政課」に改める。

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第392号

長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第23条第1項の規定により、次のとおり生息地等保護区（以下「保護区」という。）の指定をします。

平成27年8月31日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 保護区の名称
開田高原希少野生動植物保護区（末川地区）
- 2 保護区の指定の区域
木曾郡木曾町開田高原末川3764-2、3769-3、3772-1、3772-2、3774-2、3775-1、3775-2、3783-1、3783-2、3784-1、3784-2、3787-3、3787-9、3787-10、3787-11の一部、3787-42、3787-44、3787-46、3788-12、3788-14及び3789-13並びに旧森林鉄道軌道敷の一部（区域図のとおり）
- 3 保護区の指定に係る指定希少野生動植物
チャマダラセセリ ほか
- 4 保護区の指定区分別面積

指定区分	面積
規制地区及び立入制限地区	0.66ha
監視地区	1.41ha
計	2.07ha

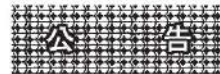
- 5 保護区の存続期間
平成27年9月1日から平成37年8月31日まで（10年間）
- 6 保護区の指定の区域の保護に関する指針
 - (1) 県は、保護区の指定の区域に看板及び立入規制線を設置し、当該区域が保護区であることを明示することで、一般への注意喚起と普及啓発を図る。
 - (2) 指定区域の規制地区は立入制限地区と重複させて立入制限を行うとともに、監視地区についても関係者（営農若しくは土地の管理行為を行う所有者等又は地域における保護活動の定着を目的とした学術研究調査、保護活動若しくは環境学習を実施する者であって、所有者、木曾町及び県の下承を得た者をいう。以下同じ。）以外の立入りを制限し、保護区全体で一般者の立入りを制限する。
 - (3) 特に関係者以外が保護区へ立ち入ることのないよう、希少野生動植物保護監視員等による監視活動を実施し、静ひつな生息環境の保持に努める。
また、関係者が保護区内に立ち入る際は腕章等の所定の表示を行い、立入りを了承された者であることを明確にすること。
 - (4) 条例で定める保護区指定に伴う規制のうち、次の事項は適用

除外事項とする。

- ア 土地所有者等による農林業の行為（農林業の一環として行う火入れを含む。）
- イ 通常の管理行為若しくは軽易な行為であって規則で定めるもの又はそのための立入り
- ウ 非常災害に対する応急措置又はそのための立入り
- (5) 農林業の一環として行われていた火入れや草刈は生物多様性の高い環境を維持することに寄与していたことから、指定区域内における火入れや草刈などの保護活動は引き続き継続しながら、希少野生動植物とその生息環境の保護を図る。
- (6) 生息環境の維持作業などの保護活動について、県等は外部支援者の確保及び拡大に努め、多様な主体の参加と連携により、地域の保護活動が長期に渡って持続できるような体制づくりに努める。

〔区域図〕は、省略し、その図面及び関係書類は長野県環境部自然保護課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

自然保護課



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年8月31日

長野県上伊那地方事務所長 青 木 一 男

- 1 (1) 許可番号
平成27年8月4日 長野県上伊那地方事務所指令27上伊地建第36-3号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上伊那郡南箕輪村字中の原9691-1の内、9691-2、9693-1の内
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
松本市双葉20番12号
株式会社ホンダカーズ松本東
代表取締役 林 琢 男
- 2 (1) 許可番号
平成27年8月4日 長野県上伊那地方事務所指令27上伊地建第36-4号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上伊那郡箕輪町大字中箕輪15620-1、15620-4
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上伊那郡箕輪町大字中箕輪15620-1
株式会社キョウユウ技研 代表取締役 竹 山 春 夫
- 3 (1) 許可番号
平成27年8月10日 長野県上伊那地方事務所指令27上伊地建第36-5号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
伊那市西町723-52、723-54、7227-714、7227-2439
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
伊那市山寺3237番地

2.19 鳥獣保護の適正化に関する法律

2.19.1 判定基準

- (3)-セ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年 法律第88号）
第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

表 2.19-1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第28条第1項

<p>(鳥獣保護区)</p> <p>第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。</p> <p>一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域</p> <p>二 都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であつて、前号に掲げる区域以外の区域</p>

2.19.2 判定資料及び文献

- ・「令和3年度 長野県鳥獣保護区等位置図」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.19.3 判定結果

対象事業実施区域及び周辺の鳥獣保護区等の指定状況は図 2.19-1に示すとおりであり、その概要は表 2.19-2に示すとおりである。対象事業実施区域は、鳥獣保護区の指定区域に該当しない。

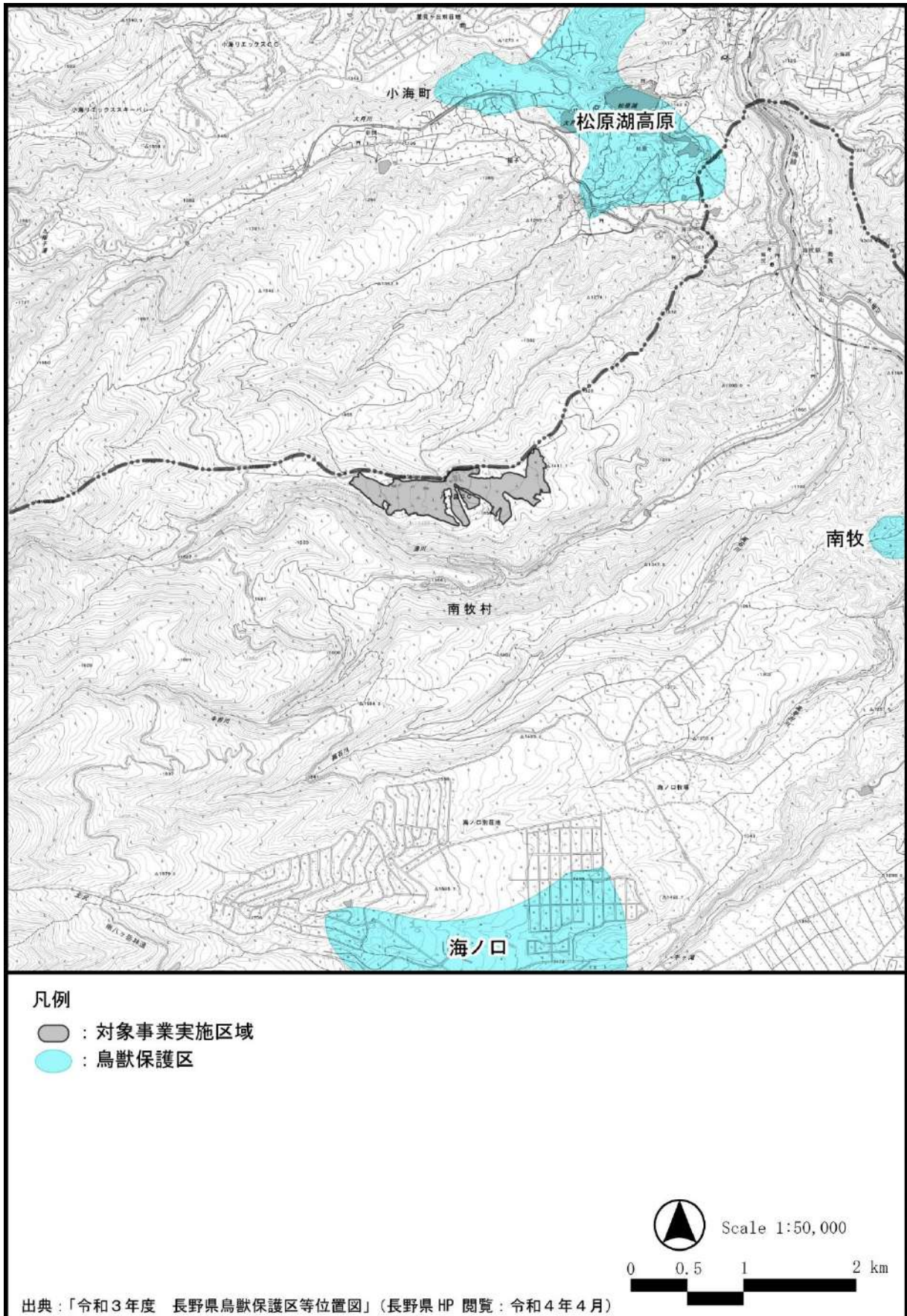


図 2.19-1 鳥獣保護区位置

表 2.19-2 対象事業実施区域及び周辺の鳥獣保護区

名称	区域	面積 (ha)	期間 (令和)
松原湖高原	南佐久郡小海町豊里地籍の県道松原湖高原線と町道188号線の接点を起点とし、同点から同町道を南進し、町道松原海尻線との接点に至り、同点から同町道を南進し、町道206号線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、県道松原湖高原線との接点に至り、同点から同県道を西進し、大月川との接点に至り、同点から同川を北西進し、町道松原稲子割石線との接点に至り、同点から同町道を東進し、県道松原湖高原線との接点に至り、同点から同県道を北西進し、町道165号線との接点に至り、同点から同町道を北進し、小海町有林と松原湖高原別荘地の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、町道171号線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、町道153号線との接点に至り、同点から同町道を南進し、町道154号線との接点に至り、同点から同町道を東進し、町道153号線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、更に南東進し、町道川久保八那池線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、松原湖へ通じる歩道との接点に至り、同点から同歩道を東進し、県道松原湖高原線との接点に至り、同点から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	300	8. 10. 31
南牧	南佐久郡南牧村大字海ノ口字長橋810番の1及び778番の1地籍の同村立南牧北小学校林の区域一円	2	14. 10. 31
海ノ口	南佐久郡南牧村地籍の村道2156号線と柚添川の交点（千ヶ滝橋）を起点とし、同点から海ノ口財産区有林と民有林の境界を西進し、八ヶ岳中信高原国定公園との接点に至り、同点から国有林界の境界を北西進し、更に北東進し、海尻財産区有林との接点に至り、同点から同区有林と民有林の境界を北東進し、海ノ口財産区有林との境界の接点に至り、同点から海ノ口財産区有林と民有林の境界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	700	6. 10. 31

出典：「令和3年度 長野県鳥獣保護区等位置図」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.20 水鳥の生息地の指定湿地区域

2.20.1 判定基準

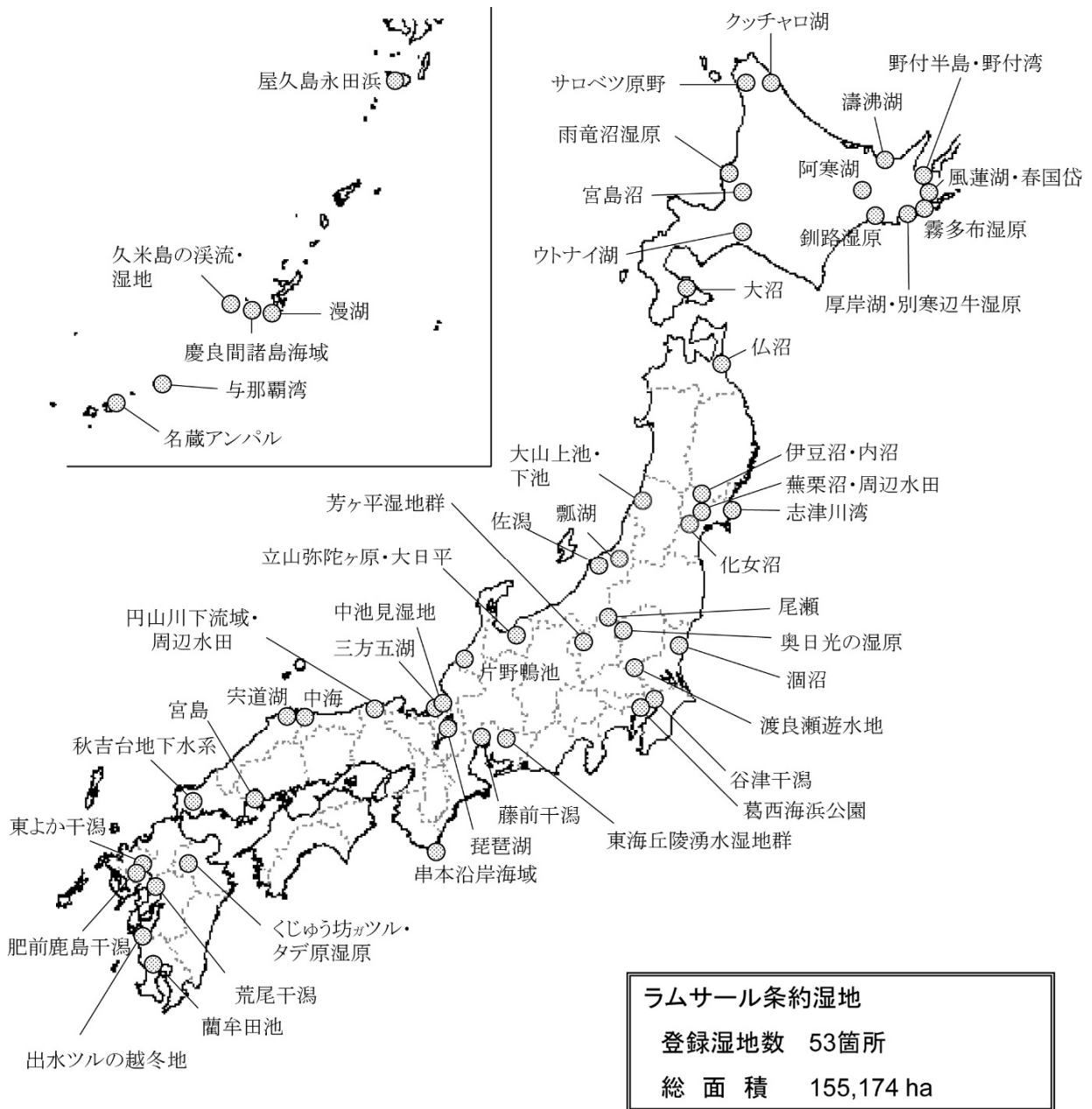
- (3)-ソ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

2.20.2 判定資料及び文献

- ・「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.20.3 判定結果

対象事業実施区域は、図 2.20-1に示すとおり国際的に重要な湿地の指定区域に該当しない。



出典：「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ホームページ 閲覧：令和4年4月）

図 2.20-1 ラムサール条約湿地位置

2.21 水産資源保護法

2.21.1 判定基準

- (3)-タ 水産資源保護法（昭和26年 法律第313号）第18条第1項又は第4項の規定により指定された保護水面の区域が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

表 2.21-1 水産資源保護法 第18条第1項、第4項

<p>(保護水面の指定)</p> <p>第十八条 都道府県知事は、水産動植物の保護培養のため必要があると認めるときは、水産政策審議会の意見を聴いて農林水産大臣が定める基準に従つて、保護水面を指定することができる。</p> <p>4 農林水産大臣は、水産動植物の保護培養のため特に必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基準に従つて、保護水面を指定することができる。</p>

2.21.2 判定資料及び文献

- ・「長野県漁業調整規則」（令和2年11月30日 長野県規則第60号）

2.21.3 判定結果

水産資源保護法に基づく保護水面は、都道府県知事又は農林水産大臣が指定し、その具体的な規制内容は都道府県漁業調整規則によって定められている。長野県では判定資料に示す区域に保護水面が指定されているのみで、対象事業実施区域には判定基準に該当する保護水面の指定区域はない。

長野県漁業調整規則をここに公布します。

令和2年11月30日

長野県知事 阿部 守 一

長野県規則第60号

長野県漁業調整規則

長野県漁業調整規則（昭和45年長野県規則第35号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 採捕の許可（第3条—第19条）

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第20条—第28条）

第4章 漁業の取締り（第29条）

第5章 雑則（第30条—第32条）

第6章 罰則（第33条—第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令と相まって、水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

（代表者の届出）

第2条 法第5条第1項の規定による代表者の選定又は変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 選定した代表者又は変更後の代表者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第2章 採捕の許可

（水産動物の採捕の許可）

第3条 次に掲げる漁法によって水産動物を採捕しようとする者は、漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) 魚堰漁法
- (2) 瀬付漁法
- (3) 箱伏漁法（ろうやを用いるものを含む。）
- (4) やす漁法
- (5) 刺網漁法
- (6) ごろびき漁法
- (7) 四手網漁法（間口3メートル以上の四手網を用いるものに限る。）
- (8) 漬柴漁法
- (9) 筌漁法（網筌を用いるものを含む。）
- (10) 大型やな漁法（次号に掲げる小型やな漁法以外のやな漁法をいう。）

- (11) 小型やな漁法（間口3メートル以下、占有水面積1,653平方メートル以内、工作物のそばでは、牛柁うしむくを使用しないやな（す落し及び押やなを含む。）を用いる漁法）
- (12) 石塚漁法
- (13) す建漁法
- (14) せき四手網漁法
- (15) 地びき網漁法

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
- (2) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合
（許可の申請）

第4条 前条第1項の許可（以下「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁法の種類
- (3) 採捕する区域、期間及び水産動物の種類
- (4) 漁具の数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、採捕の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（許可をしない場合）

第5条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、採捕の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が次条各号のいずれかに該当する者である場合
- (2) 漁業調整のため必要があると認める場合

2 知事は、前項の規定により採捕の許可をしないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開により、当該申請者又はその代理人から当該事案について意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

（許可についての適格性）

第6条 採捕の許可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- (2) 暴力団員等であること。
- (3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

(許可の条件)

第7条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可をするに当たり、当該許可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可後、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該許可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(許可の有効期間)

第8条 採捕の許可の有効期間は、1年とする。

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(許可の失効)

第9条 採捕の許可を受けた者が、死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

(採捕の休止による許可の取消し)

第10条 知事は、採捕の許可を受けた者が当該許可を受けた日から6月間当該許可に係る漁法により水産動物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該許可を取り消すことができる。

2 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第12条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示又は同条第11項の規定による命令により第3条第1項各号に掲げる漁法による水産動物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の規定による採捕の許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(適格性の喪失等による許可の取消し等)

第11条 知事は、採捕の許可を受けた者が第6条各号のいずれかに該当することとなったときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該許可を取り消さなければならない。

2 知事は、採捕の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(公益上の必要による許可の取消し等)

第12条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、採捕の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第13条 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に対し、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
- (4) 許可の有効期間
- (5) 条件
- (6) その他参考となるべき事項

(許可証の携帯義務等)

第14条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁法により水産動物を採捕するときは、前条の許可証（以下「許可証」という。）を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第16条の規定による許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を知事に提出中である者は、知事が、その記載内容が当該許可証の内容と同一であり、かつ、当該許可証を知事に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させて、当該許可に係る漁法により水産動物を採捕することができる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証等の譲渡又は貸与の禁止)

第15条 採捕の許可を受けた者は、許可証又は前条第2項に規定する許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第16条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書により、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁法の種類
- (3) 許可の年月日及び許可番号
- (4) 書換えの内容
- (5) 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第17条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第7条第2項の規定により採捕の許可に条件を付け、又は同条第1項若しくは第2項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
- (2) 第11条第2項又は第12条第1項の規定により採捕の許可を変更したとき。
- (3) 第16条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。
(許可証の返納)

第19条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前2項の手続をしなければならない。

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置
(保護水面における採捕の禁止)

第20条 何人も、次の表の左欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定により指定されたものをいう。）の区域において、同表の右欄に掲げる期間中、全ての水産動植物を採捕してはならない。

保護水面の区域	禁止期間
次に掲げる基点1と基点2を結ぶ線から下流の上川の区域及び基点3と基点4を結ぶ線以南の諏訪湖の区域	1月1日から4月30日まで
基点1 諏訪市大字上諏訪字杉菜池1978番地先の上川の左岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置	
基点2 諏訪市大字上諏訪字小和田2188番地先の上川の右岸に保護水面の管理者が建設した標柱の位置	
基点3 諏訪市大字上諏訪字渋崎1792番に保護水面の管理者が建設した標柱の位置	
基点4 諏訪市大字上諏訪字南衣之渡1201番地先の諏訪湖の護岸堤の基部に保護水面の管理者が建設した標柱の位置	

(禁止期間)

第21条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。

水産動物	禁止期間
あゆ	1月1日から5月31日まで

いわな（全長 15 センチメートルを超えるものに限る。）	10 月 1 日から翌年 2 月 15 日まで
やまめ（全長 15 センチメートルを超えるものに限る。）	10 月 1 日から翌年 2 月 15 日まで
あまご（地方名称あめのうお、たなびら）（全長 15 センチメートルを超えるものに限る。）	10 月 1 日から翌年 2 月 15 日まで
木崎ます（全長 15 センチメートルを超えるものに限る。）	9 月 15 日から翌年 3 月 31 日まで
さけ	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
溯河性ます	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
かじか	3 月 1 日から 5 月 15 日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（全長等の制限）

第 22 条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物であって、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

水産動物	大きさ
いわな	全長 15 センチメートル以下
やまめ	全長 15 センチメートル以下
あまご（地方名称あめのうお、たなびら）	全長 15 センチメートル以下
木崎ます	全長 15 センチメートル以下
にじます	全長 15 センチメートル以下
ひがい	全長 10 センチメートル以下
うぐい	全長 10 センチメートル以下
こい	全長 18 センチメートル以下。ただし、下伊那郡天龍村平岡の平岡発電所平岡ダムから下流の天竜川においては、全長 20 センチメートル以下
ふな	全長 10 センチメートル以下
うなぎ	全長 30 センチメートル以下
おいかわ	全長 8 センチメートル以下
たんがい	殻長 15 センチメートル以下

2 何人も、さけ、溯河性ます及びかじかの産んだ卵を採捕してはならない。

3 前 2 項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（禁止漁法）

第 23 条 何人も、次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
- (2) 鵜縄を用いてする漁法

- (3) 鵜飼漁法
- (4) 石こじ漁法
- (5) 壩漬^{びんづけ}漁法（壩伏漁法を含む。）
- (6) 川干^{ほし}漁法
- (7) 石うち漁法（はんまうち漁法を含む。）
- (8) 潜水してする漁法
- (9) 水中銃（もりを含む。）を用いてする漁法
- (10) 刺網を2枚以上重ねてする漁法
（漁具の制限）

第24条 次の表の左欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合は、当該漁具は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具	範囲
網漁具（わかさぎ採捕用網漁具、はぜ類採捕用四手網及び三日月網を除く。）	網目こま12ミリメートル（13節）以上。ただし、諏訪湖においては、網目こま13ミリメートル（12節）以上
わかさぎ採捕用網漁具	網目こま5.5ミリメートル（28節）以上
はぜ類採捕用四手網	網目こま3ミリメートル（51節）以上
三日月網	網目こま3ミリメートル（51節）以上
しじみ採捕用網漁具	目合9ミリメートル以上

（禁止区域）

第25条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 信濃川（千曲川） 飯山市大字照岡の信濃川発電所西大滝ダムから上流180メートル下流365メートルに至る区域
- (2) 信濃川（千曲川） 東御市羽毛山の塩川発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域
- (3) 信濃川（千曲川） 小諸市大字山浦字下平の島川原発電所西浦ダムから上流110メートル下流300メートルに至る区域
- (4) 信濃川（千曲川） 南佐久郡佐久穂町大字高野町の白田発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域
- (5) 信濃川（千曲川） 南佐久郡小海町大字豊里の穂積発電所堰堤から上流110メートルに至る区域
- (6) 鳥居川 上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第1発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域
- (7) 鳥居川 上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第2発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域
- (8) 鳥居川 上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第3発電所堰堤から上流90メートル下流90メートルに至る区域
- (9) 犀川 長野市信州新町水内の水内発電所水内ダムから上流180メートル下流365メートルに至る区域

- (10) 犀川 安曇野市豊科光の犀川発電所堰堤から上流 110 メートル下流 110 メートルに至る区域
- (11) 犀川 松本市安曇の梓川頭首工から上流 150 メートル下流 150 メートルに至る区域
- (12) 犀川 松本市安曇の霞沢発電所堰堤から上流 110 メートル下流 110 メートルに至る区域
- (13) 農具川 大町市平のトチス橋から、木崎湖への流入点から上流 250 メートルの地点までの区域
- (14) 稲尾沢川 大町市平の境橋から上流 200 メートル下流 2,100 メートルに至る区域
- (15) 奈良井川 松本市大字島立の長野県南安曇郡勘左衛門堰堤土地改良区用水取水堰堤から上流 110 メートル下流 110 メートルに至る区域
- (16) 姫川 北安曇郡小谷村大字北小谷の大網発電所堰堤から上流 365 メートル下流 455 メートルに至る区域
- (17) 姫川 北安曇郡白馬村大字北城の姫川第 2 発電所姫川第 2 ダムから上流 90 メートル下流 90 メートルに至る区域
- (18) 天竜川 下伊那郡天龍村平岡の平岡発電所平岡ダム上流 330 メートルから放水路下流 130 メートルに至る区域
- (19) 天竜川 下伊那郡泰阜村の泰阜発電所泰阜ダムから上流 300 メートル下流 670 メートルに至る区域
- (20) 天竜川 駒ヶ根市中沢の南向発電所堰堤から上流 55 メートル下流 275 メートルに至る区域
- (21) 天竜川 駒ヶ根市東伊那の大久保発電所堰堤から上流 55 メートル下流 275 メートルに至る区域
- (22) 天竜川 上伊那郡辰野町大字平出の農業用水取水堰堤から上流 55 メートル下流 180 メートルに至る区域
- (23) 三峰川 伊那市長谷黒河内の長野県三峰川砂防堰堤から上流 110 メートル下流 110 メートルに至る区域
- (24) 三峰川 伊那市長谷非持の美和ダムから上流 100 メートル下流 100 メートルに至る区域
- (25) 三峰川 伊那市高遠町勝間の高遠ダムから上流 100 メートル下流 100 メートルに至る区域
- (26) 横川川 上伊那郡辰野町大字横川の横川ダムから上流 200 メートル下流 300 メートルに至る区域
- (27) 木曽川 木曽郡大桑村大字須原の大桑発電所堰堤から上流 110 メートル下流 110 メートルに至る区域
- (28) 木曽川 木曽郡上松町大字荻原の桃山発電所堰堤から上流 110 メートル下流 110 メートルに至る区域
- (29) 木曽川 木曽郡木曽町福島の寝覚発電所堰堤から上流 110 メートル下流 110 メートルに至る区域
- (30) 木曽川 木曽郡木曽町日義の新開発発電所堰堤から上流 110 メートル下流 110 メートルに至る区域
- (31) 王滝川 木曽郡木曽町三岳の常盤発電所常盤ダムから上流 90 メートル下流 275 メートルに至る区域

(湖河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限)

第 26 条 湖河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合には、その通路の幅の 5 分の 1 以上を開通しなければならない。

(有害物質の遺棄漏せつの禁止)

第 27 条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）又は公害の防止に関する条例（昭和 48 年長野県条例第 11 号）の適用を受ける者については、適用しない。

(試験研究等の適用除外)

第 28 条 第 3 条第 1 項、第 20 条、第 21 条第 1 項、第 22 条第 1 項及び第 2 項並びに第 23 条から第 26 条までの規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕で、かつ、知事の許可を受けたものについては、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 目的

(3) 適用除外の許可を必要とする事項

(4) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号

(5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）

(6) 採捕の期間及び区域

(7) 使用する漁具及び漁法

(8) 採捕に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、第 1 項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

(1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 適用除外の事項

(3) 採捕する水産動植物の種類及び数量

(4) 採捕の期間及び区域

(5) 使用する漁具及び漁法

(6) 採捕に従事する者の氏名及び住所

(7) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号

(8) 許可の有効期間

(9) 条件

4 知事は、第 1 項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

- 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。
- 8 第14条の規定は、第1項又は第6項の許可を受けた者について準用する。

第4章 漁業の取締り

(停泊命令)

第29条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第27条及び法第34条に規定する場合を除く。）は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による処分（法第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第5章 雑則

(漁場又は漁具の標識設置に係る届出)

第30条 法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第31条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(添付書類の省略)

第32条 この規則の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第6章 罰則

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第3条第1項、第20条から第26条まで又は第27条第1項の規定に違反した者

- (2) 第7条第1項又は第2項の規定により付けた条件に違反した者
- (3) 第11条第2項、第12条第1項又は第27条第2項の規定に基づく命令に違反した者
- 2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。
- 第34条 第14条第1項（第28条第8項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、科料に処する。
- 第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第33条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。
- 第36条 第14条第3項（第28条第8項において準用する場合を含む。）、第15条から第17条まで、第19条第1項若しくは第2項又は第28条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。次項において「改正法」という。）附則第29条の規定によりこの規則による改正後の長野県漁業調整規則（次項において「新規則」という。）第3条第1項の規定によってしたものとみなされるこの規則による改正前の長野県漁業調整規則（以下この項及び次項において「旧規則」という。）第5条の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧規則第12条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 改正法附則第29条の規定により新規則第28条第1項の規定によってしたものとみなされる旧規則第31条第1項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧規則第31条第5項の規定は、なおその効力を有する。
- 4 この規則の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

園 芸 畜 産 課

2.22 都市計画法

2.22.1 判定基準

- (3)-チ 都市計画法（昭和43年 法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

表 2.22-1 都市計画法 第8条第1項第7号

<p>(地域地区)</p> <p>第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。</p> <p>七 風致地区</p>
--

2.22.2 判定資料及び文献

- ・「2021年長野県の都市計画 資料編」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.22.3 判定結果

対象事業実施区域には、表 2.22-2に示す判定基準に該当する区域はない。

表 2.22-2 風致地区一覧

都市計画区域名	風致地区名称	地積 (ha)
長野	善光寺城山	49.6
	裾花	117.1
	大峯山	129.5
松本	松本城址	14.4
	城山	66.8
	浅間	262.4
大町	日向山	103.0
	木崎湖	598.0
	青木湖	455.0
軽井沢	雲場川	68.7
	離山	46.5
	湯川	39.7
	熊沢	29.0
佐久	久保沢	176.9
	一里塚	116.2
	雪窓	59.5
	十二の森	15.8
坂城	葛尾城跡	94.0
	金比羅山	15.0
	岩鼻	119.0
	狐落城跡	126.0
	自在山	41.0
山ノ内	志賀高原	456.5
信濃	野尻湖	992.0
合計	24地区	4191.6

出典：「2021年長野県の都市計画 資料編」
 (長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月)

2.23 長野県景観条例

2.23.1 判定基準

- (3)-ツ 長野県景観条例（平成4年 長野県条例第22号）第4条第2項第1号に規定する景観育成重点地域又は同項第2号に規定する景観育成特定地区が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

表 2.23-1 長野県景観条例 第4条第2項第1号、第2号

<p>(景観計画)</p> <p>第4条 景観計画（法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）は、基本目標等に即して定めるものとする。</p> <p>2 景観計画においては、法第8条第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>（1）景観育成重点地域</p> <p>（2）景観育成特定地区</p>
--

2.23.2 判定資料及び文献

- ・「景観育成重点地域について」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）
- ・「景観育成特定地区について」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）
- ・「長野県景観育成計画の概要」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.23.3 判定結果

対象事業実施区域が位置する南牧村には、表 2.23-2、図 2.23-1に示す判定基準に該当する地域地区はない。なお、現在長野県が指定している景観育成特定地区はない。

表 2.23-2 景観育成重点地域

名称	区域
浅間山麓	<ul style="list-style-type: none"> ・北佐久郡軽井沢町の区域のうち、上信越高原国立公園の特別地域の区域（都市計画区域内にあるものを除く。）を除く区域 ・北佐久郡御代田町の区域のうち、都市計画区域及び国道18号の小諸市に向かって右側御代田三石林道までの区域 ・東御市の区域のうち、都市計画区域（国道18号の上田市に向かって左側30メートルを超える区域を除く。）
八ヶ岳山麓	<p>次に掲げる区域のうち、八ヶ岳中信高原国立公園の特別保護地区を除く区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諏訪郡原村の区域のうち、県道茅野北杜韮崎線のうち茅野市と諏訪郡原村との境界から県道神ノ原青柳停車場線との交差点まで、県道神ノ原青柳停車場線のうち県道茅野北杜韮崎線との交差点から県道弘沢富士見線との交差点まで及び県道弘沢富士見線のうち県道神ノ原青柳停車場線との交差点から諏訪郡原村と諏訪郡富士見町との境界までの区間の諏訪郡富士見町へ向かって左側の区域及び右側30メートル以内の区域 ・諏訪郡富士見町の区域のうち、県道弘沢富士見線のうち諏訪郡富士見町と諏訪郡原村との境界から県道諏訪南インター線との交差点まで、県道諏訪南インター線のうち県道弘沢富士見線との交差点から中央自動車道との交差点まで及び中央自動車道のうち県道諏訪南インター線との交差点から長野県と山梨県との境界までの区間の山梨県に向かつて左側の区域並びに同区間のうち中央自動車道を除く区間の右側30メートル以内の区域 ・北佐久郡立科町の区域のうち、県道茅野停車場八ヶ岳公園線のうち茅野市と北佐久郡立科町との境界（スズラン峠）から県道諏訪白樺湖小諸線との交差点まで、県道諏訪白樺湖小諸線のうち県道茅野停車場八ヶ岳公園線との交差点から北佐久郡立科町道白樺湖別荘線との交差点を経由して北佐久郡立科町道白樺湖大門峠線との交差点まで、北佐久郡立科町道白樺湖大門峠線のうち県道諏訪白樺湖小諸線との交差点から北佐久郡立科町と茅野市との境界までの区間の大門峠へ向かって左側の区域及び右側30メートル以内の区域
国道147号・148号沿道	<p>次に掲げる道路及びその両側各30メートル以内の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般国道147号のうち、安曇野市と松川村との境界から一般県道槍ヶ岳線との交点まで ・一般国道148号のうち、一般県道槍ヶ岳線との交点から北安曇郡白馬村と同郡小谷村との境界まで ・一般県道扇沢沢濃大町停車場線のうち、大町市市道野口源汲線との交点から大町市大字大町1954番の1地先まで ・北安曇郡白馬村の区域のうち、都市計画区域
高社山麓・千曲川下流域	<p>次に掲げる区域のうち、上信越高原国立公園の区域を除く区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中野市の区域（千曲川河川中心からその下流に向かつて右側の地域に限る。）のうち、高速自動車国道関越自動車道上越線のうち上高井郡小布施町と中野市との境界から県道中野豊野線との交差点まで、県道中野豊野線のうち高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点から志賀中野有料道路を経て一般国道292号との交差点（志賀中野有料道路の出入口）まで及び一般国道292号のうち県道中野豊野線との交差点（志賀中野有料道路の出入口）から中野市と下高井郡山ノ内町との境界までの区間の下高井郡山ノ内町に向かつて左側の区域及び右側30メートル以内の区域 ・中野市の区域（千曲川河川中心からその下流に向かつて左側の地域に限る。）のうち、県道飯山妙高高原線のうち上水内郡飯綱町と中野市との境界から高速自動車国道関越自動車道上越線豊田飯山インターチェンジまで、高速自動車国道関越自動車道上越線のうち高速自動車国道関越自動車道上越線豊田飯山インターチェンジから中野市大字上今井牡丹沢地区の一般国道117号との交差点まで及び一般国道117号のうち中野市大字上今井牡丹沢地区の高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点から中野市と長野市との境界までの区間の長野市に向かつて左側の区域及び右側30メートル以内の区域 ・下高井郡木島平村の区域 ・下高井郡野沢温泉村の区域のうち、県道奥志賀公園線のうち下水内郡栄村と下高井郡野沢温泉村との境界（毛無山南東）から下高井郡野沢温泉村と下水内郡栄村との境界（高倉山北東）までの区間の下水内郡栄村泉平地区に向かつて左側の区域及び右側30メートル以内の区域 ・下水内郡栄村の区域のうち、県道奥志賀公園線のうち下水内郡栄村と下高井郡野沢温泉村との境界（高倉山北東）から下水内郡栄村道箕作反り上場線との交差点まで、下水内郡栄村道箕作反り上場線のうち県道奥志賀公園線との交差点から下水内郡栄村道村木6号線との交差点まで、下水内郡栄村道村木6号線のうち下水内郡栄村道箕作反り上場線との交差点から下水内郡栄村道清沢線との交差点まで、下水内郡栄村道清沢線のうち下水内郡栄村道村木6号線との交差点から下水内郡栄村林道月岡西線との交差点まで、下水内郡栄村林道月岡西線のうち下水内郡栄村清沢線との交差点から下水内郡栄村道月岡雨引線との交差点まで、下水内郡栄村道月岡雨引線のうち下水内郡栄村林道月岡西線との交差点から下水内郡栄村道大巻1号線との交差点まで、下水内郡栄村道大巻1号線のうち下水内郡栄村道月岡雨引線との交差点から県道長瀬横倉停車場線との交差点まで、県道長瀬横倉停車場線のうち下水内郡栄村道大巻1号線との交差点から下水内郡栄村道天代原向線との交差点まで、下水内郡栄村道天代原向線のうち県道長瀬横倉停車場線との交差点から下水内郡栄村道天代坪野線との交差点まで、下水内郡栄村道天代原向線と下水内郡栄村道天代坪野線との交差点から県道北野森宮野原停車場線と下水内郡栄村道鳥甲線との交差点を直線で結んだ線を経て下水内郡栄村道鳥甲線のうち県道北野森宮野原停車場線との交差点から下水内郡栄村林道栄線との交差点まで、下水内郡栄村林道栄線のうち下水内郡栄村道鳥甲線との交差点から下水内郡栄村道長瀬秋山線との交差点まで、下水内郡栄村道長瀬秋山線のうち下水内郡栄村林道栄線との交差点から下水内郡栄村林道秋山線との交差点まで及び下水内郡栄村林道秋山線のうち下水内郡栄村道長瀬秋山線との交差点から上信越高原国立公園との境界までの区間の上信越高原国立公園に向かつて左側の区域及び右側30メートル以内の区域並びに森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第1号に規定する地域森林計画の対象となっている民有林のうち中津川流域に含まれる区域

出典：「景観育成重点地域について」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）

国道147号・148号沿道
景観育成重点地域

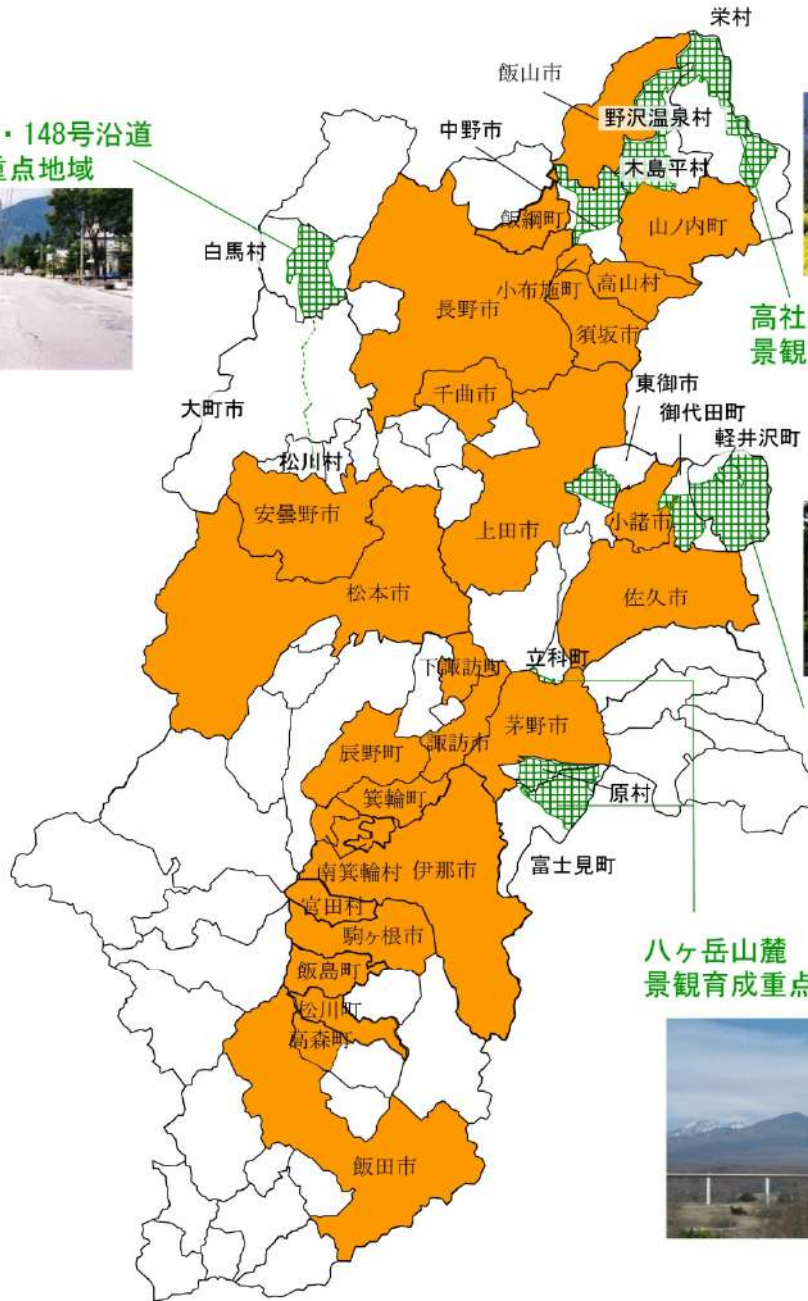


高社山麓・千曲川下流域
景観育成重点地域



浅間山麓
景観育成重点地域

八ヶ岳山麓
景観育成重点地域



景観行政団体で、長野県景観計画区域から除かれる区域（独自条例制定）
（R4.2現在）

出典：「長野県景観育成計画の概要」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）

図 2.23-1 長野県の景観計画区域の概要

2.24 文化財保護法

2.24.1 判定基準

(3)-テ 文化財保護法（昭和25年 法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）又は同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

表 2.24-1 文化財保護法 第27条第1項、第109条第1項

(指定) 第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。
(指定) 第一百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2.24.2 判定資料及び文献

- ・「信州くらしのマップ」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）
- ・「信州の文化財」（公益財団法人 八十二文化財団ホームページ 閲覧：令和4年4月）

2.24.3 判定結果

対象事業実施区域が位置する南牧村には、表 2.24-2、図 2.24-1に示す判定基準に該当する文化財等があるが、対象事業実施区域にはない。

表 2.24-2 南牧村の文化財等（国指定）

種別	名称	指定年月日	所在地	概要
天然記念物	八ヶ岳キバナシヤクナゲ自生地	大正12年 3月7日	南牧村大字海ノ口字 八ヶ岳横岳	横岳の海拔2,830m、頂上の一区域にある。おしべが花卉に変わって八重になったもので、野生では珍しい現象。
史跡	矢出川遺跡 (集落跡)	平成7年 2月13日	南牧村野辺山二ツ山 396-8	八ヶ岳東南麓、標高1,300m、約1万4000年前の後期旧石器時代最終末の遺跡。細石器文化を最初に立証、集団の生業や領域・集団相互の関係を明らかにしている。

出典：「信州の文化財」（公益財団法人 八十二文化財団ホームページ 閲覧：令和4年4月）



図 2.24-1 文化財等位置 (国指定)

2.25 文化財保護条例

2.25.1 判定基準

- (3)-ト 文化財保護条例（昭和50年 長野県条例第44号）第4条第1項の規定により指定された長野県宝（建造物に限る。）又は同条例第30条第1項の規定により指定された長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

表 2.25-1 文化財保護条例 第4条第1項、第30条第1項

(指定) 第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち重要なものを長野県宝（以下「県宝」という。）に指定することができる。
(指定) 第30条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち重要なものを長野県史跡、長野県名勝又は長野県天然記念物（以下「県史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2.25.2 判定資料及び文献

- ・「信州くらしのマップ」（長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月）
- ・「信州の文化財」（公益財団法人 八十二文化財団ホームページ 閲覧：令和4年4月）

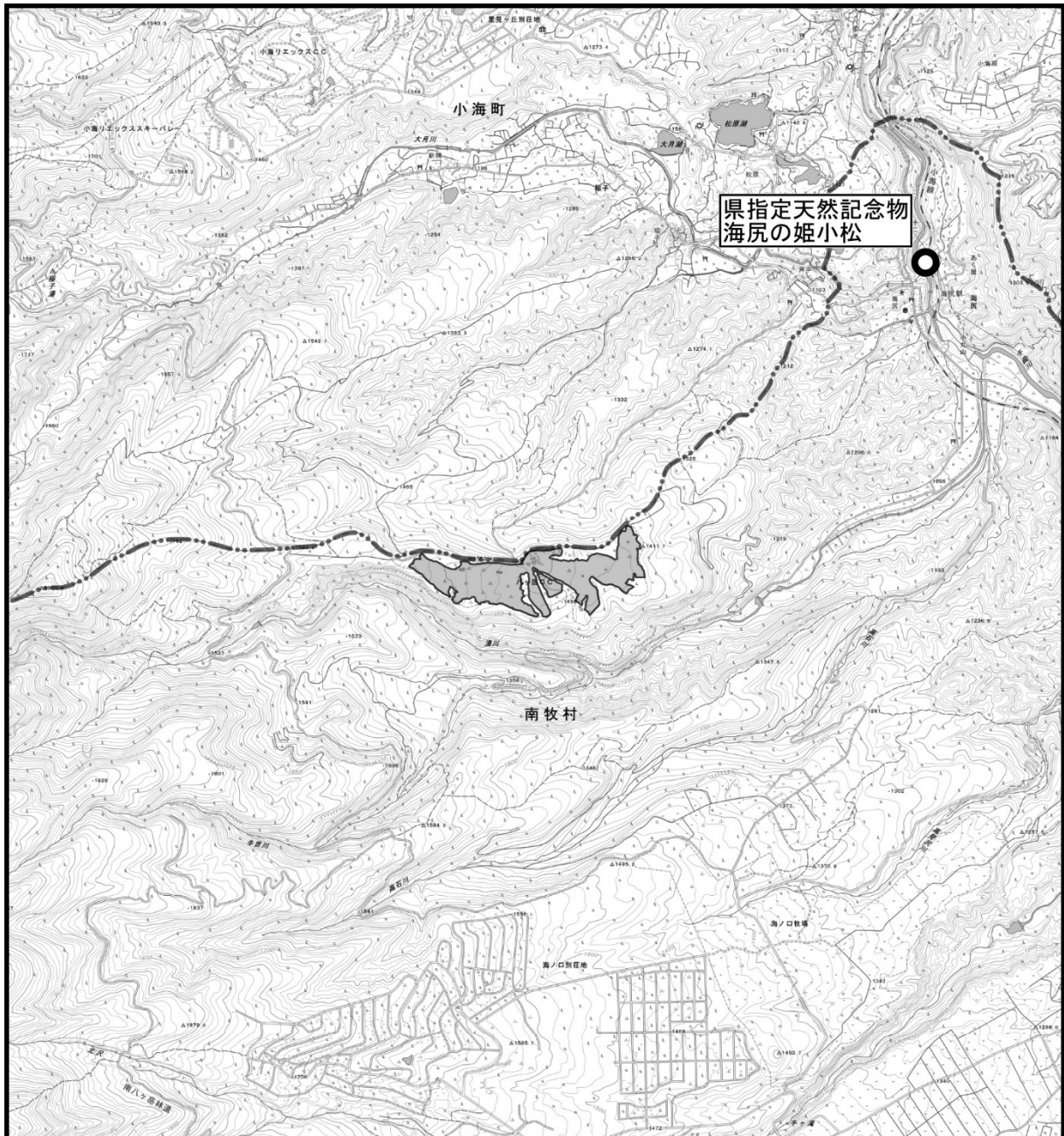
2.25.3 判定結果

対象事業実施区域が位置する南牧村には、表 2.25-2、図 2.25-1に示す判定基準に該当する文化財等があるが、対象事業実施区域にはない。



表 2.25-2 南牧村の文化財等（県指定）

種別	名称	指定年月日	所在地	概要
天然記念物	海尻の姫小松	昭和37年 7月12日	南牧村海尻字下殿岡 631-1	ヒメコマツは庭木や盆栽にするが、海尻のものは大きさにおいて他に比べるものがなく貴重である。

出典：「信州の文化財」（公益財団法人 八十二文化財団ホームページ 閲覧：令和4年4月）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 文化財等位置



Scale 1:50,000



出典：「信州くらしのマップ」(長野県ホームページ 閲覧：令和4年4月)

図 2.25-1 文化財等位置 (県指定)